

# 第1章 県の初動対応と応急・復旧対応

## 第1節 対策本部等の設置と運営状況

### 1. 対策本部等の設置

平成23年3月11日（金）14時46分に発生した地震により、県内の上山市、中山町、尾花沢市、米沢市で震度5強を観測したことから、山形県地域防災計画に基づき、災害対策連絡会議を設置し、被害情報の把握にあたった。

災害対策連絡会議において、知事からは、○人的被害の収集、○被害情報の収集（市町村、県管理施設、危険箇所等）、○ヘリからの情報収集、○初動体制の確立、○関係省庁への連絡、○交通機関の状況、○ライフラインの確認・復旧見込み、○県民への情報提供、などの事項について指示があり、被害の実態把握とライフラインの早期復旧、県民の安全確保に取り組んだ。

その後、被災県の被害の甚大さに鑑み、救援物資の供給、応援職員などの人的な支援、重症患者の受入れなど保健医療面からの支援等を行う必要があると判断し、3月13日に災害対策連絡会議を災害対策本部に移行し、体制を強化した。

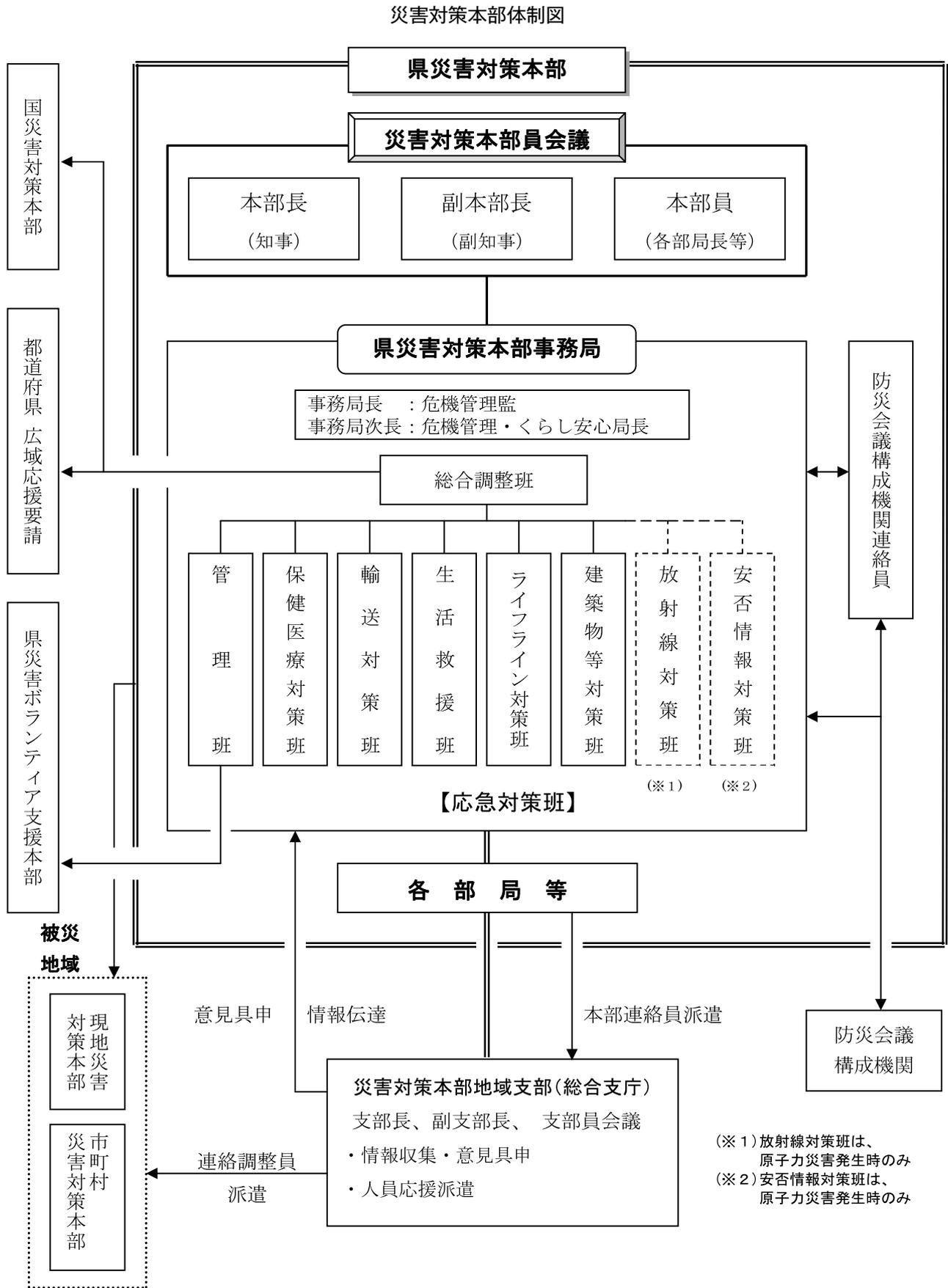
また、山形県として、被災地への救援物資の供給を担うため、3月17日に災害対策本部の中に広域支援対策本部（総合調整班、輸送対策班、生活救援班の3班体制）を設置し、「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援協定」や全国知事会等の全国組織との調整を進め、本部機能の確立を図り、隣接被災県への支援体制を構築した。

さらに、原子力災害及び他県からの多数の避難者に対応するため、3月28日に広域支援対策本部の機能を拡充（放射線対策班、避難者支援対策班を追加し5班体制）した。



【災害対策連絡会議（災害対策室）】

○ 組織体制 <体制図> (注：震災発生当時の体制)



○ 応急対策班の設置状況 <班の業務内容の表> (注：震災発生当時 (H23.3.11) の体制)

災害対策本部事務局応急対策班編成表

班名(班長)	主な業務	構成課
総合調整班 (危機管理・くらし安心局長)	災害対策本部の設置・運営 関係機関との連絡調整 応急対策班に対する指示及び連絡調整 被害情報の収集・伝達 災害救助法の適用 報道機関への被害情報等の提供 緊急放送の実施、依頼 プレスセンターの設置 記者会見の実施 インターネットによる広報 県民相談窓口の開設、運営	危機管理課 秘書広報課 広報室
管理班 (総務部次長)	職員の被災状況把握、動員 応援職員の受入れ調整 市町村に対する支援職員の派遣 庁舎の被害状況把握、応急復旧 ボランティア支援本部の運営 庁内災害対策要員の食料等確保 予算、議会対策 国等関係機関との調整	人事課 総務厚生課 財政課 管財課 企画調整課 県民文化課 会計局会計課
保健医療対策班 (健康福祉部次長)	医療機関等の被害状況把握 災害派遣医療チーム (DMAT) の出動要請 ヘリコプターによる搬送 医療救護班の派遣 医薬品等の供給 要援護者への医療措置 保健衛生対策実施体制の確保 遺体処理体制の確保	食品安全衛生課 地域医療対策課 障がい福祉課 保健業務課 県立病院課
輸送対策班 (整備推進監(兼) 県土整備部次長)	道路、鉄道、バス等の被害状況把握 空港、港湾の被害状況把握 緊急輸送路及び輸送手段の確保 輸送機関への要請 一時集積配分拠点施設の指定	交通政策課 管理課 道路課(保全整備室) 高速道路整備推進課 空港港湾課 県警交通規制課

班 名 ( 班 長 )	主 な 業 務	構 成 課
<p>生 活 救 援 班 (商工観光部次長)</p>	<p>避難状況の把握            救援物資の供給及び要請            大規模小売店舗等の営業状況把握            救援物資(供給量)の確認            義援金品の受入れ、配分</p>	<p>市町村課            暮らし安心課            健康福祉企画課            商業・まちづくり振興課            農政企画課            新農業推進課</p>
<p>ライフライン対策班 (生活環境部次長)</p>	<p>ライフラインの被害状況等把握            ライフラインの復旧支援            廃棄物等の処理支援            仮設トイレ等の支援</p>	<p>情報企画課            環境企画課            循環型社会推進課            食品安全衛生課            農村整備課            下水道課            企業局公営事業課</p>
<p>建築物等対策班 (県土整備部次長)</p>	<p>応急仮設住宅の建設            建築物の安全点検            土砂災害危険区域等の安全点検</p>	<p>子育て支援課            子ども家庭課            長寿社会課            障がい福祉課            農村整備課            森林課            都市計画課            砂防・災害対策課            建築住宅課(営繕室)            教育庁総務課</p>

## 2. 本部員会議等の開催状況

震災発生直後の3月11日15時30分に第1回災害対策連絡会議を開催し、3月13日の第6回災害対策連絡会議において、災害対策本部に格上げし、第1回災害対策本部員会議を開催した。以後、9月21日まで計9回開催している。

また、災害対策本部及び広域支援対策本部に設置した応急対策班（総合調整班、管理班、避難者支援班、放射線対策班等）による班長会議は、24年3月26日までに合計92回開催した。

### ○ 本部員会議等の開催状況

日時	会議名	場所	協議概要
H23.3.11 (金) 15:30	第1回 災害対策連絡会議	災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各部局長被害状況報告</li> <li>○知事指示事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の収集</li> <li>・被害情報の収集（市町村、県管理施設、危険箇所等）</li> <li>・ヘリからの情報収集（天候不良により待機中）</li> <li>・初動体制の確立</li> <li>・関係省庁への報告</li> <li>・交通機関の状況</li> <li>・ライフラインの確認・修復の見込み</li> <li>・県民への情報提供</li> </ul> </li> </ul>
			
H23.3.11 (金) 17:30	第2回 災害対策連絡会議	災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各部局長被害状況報告</li> <li>○知事メッセージ <ul style="list-style-type: none"> <li>本日、14時46分頃、大きな地震が発生し、「平成23年東北地方太平洋沖地震」と命名されました。</li> </ul> </li> </ul>

日時	会議名	場所	協議概要
			<p>県内では、上山市、中山町、尾花沢市、米沢市で震度5強を観測するなど、県内の広い範囲で震度5強から震度2を観測しました。</p> <p>山形県では災害対策連絡会議を設置し、対応に当たっています。今後とも、関係機関と連携を密にして対応してまいります。</p> <p>県民の皆様には、落ち着いて御対応をお願いいたします。</p>



日時	会議名	場所	協議概要
H23.3.11 (金) 20:00	第3回 災害対策連絡会議	災害対策室	○各部局長被害状況報告 
H23.3.12 (土) 8:30	第4回 災害対策連絡会議	災害対策室	○各部局長被害状況報告 ○知事指示事項 ・被災者への対応を市町村と連携をとって十分に行うこと 

日時	会議名	場所	協議概要
H23.3.12 (土) 17:20	第5回 災害対策連絡会議	災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各部局長被害状況報告</li> <li>○知事指示事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内が大事</li> <li>・未だに停電が起きている地域の対策</li> <li>・市町村と連携して対応にあたること</li> </ul> </li> </ul>
H23.3.13 (日) 17:30	第6回 災害対策連絡会議 第1回 災害対策本部員会議	災害対策室	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各部局長被害状況報告</li> <li>○市町村の状況報告</li> <li>○被災県からの要請状況報告</li> <li>○齋藤危機管理アドバイザーからの現地の状況報告</li> <li>○交通の状況報告（JALの仙台便の代替運航）</li> <li>○村井宮城県知事の要請</li> </ul>
H23.3.17 (木) 16:00	第2回 災害対策本部員会議	講堂	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各応急対策班の対応状況報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合調整班</li> <li>・管理班</li> <li>・保健医療対策班</li> <li>・輸送対策班</li> <li>・生活救援班</li> <li>・ライフライン対策班</li> <li>・建築物等対策班</li> </ul> </li> <li>○生活物資の流通状況及び空港・港湾の状況報告</li> </ul>



日時	会議名	場所	協議概要
			<p>○決定協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山形県広域支援対策本部について</li> <li>・福島第一原子力発電所事故に係る放射線への対応について</li> </ul> <p>○知事メッセージ</p> <p>県民の皆様、本日の山形県災害対策本部本部員会議で決定した大切なこと、数点について申し上げます。</p> <p>まず、第1点目、救援物資についてでございます。</p> <p>本日17日、山形県総合運動公園を集積配分拠点施設に指定して、神町自衛隊と共同して「山形県・自衛隊共同広域支援業務班」を設置して、救援物資を被災された県に輸送することとしました。</p> <p>この救援物資は、必要に応じ県内の避難所でも使わせていただきます。</p> <p>また、県全体の救援物資輸送体制が整ったので、救援物資の提供希望者は、県総合運動公園に搬送していただくか、最寄りの市町村の窓口まで届けていただくようお願いいたします。県民の皆様の御協力をお願いします。</p> <p>2点目の避難所の設置状況でございます。</p> <p>本日、午後2時現在、市町村及び県で設置した避難所の箇所数は56施設、避難者数は2,649名です。県庁701会議室に整備しました「ライフライン対策班室」で、鋭意、避難者からの問い合わせに対応しております。</p>



日時	会議名	場所	協議概要
			<p>3点目の放射線の状況等についてご説明申し上げます。</p> <p>本日、午後3時現在の山形市内の観測点における放射線量は1時間当たり0.047マイクロシーベルトであります。米沢市内の観測点における放射線量は1時間当たり0.106マイクロシーベルトであり、人体には、どちらも影響はございません。</p> <p>4点目は、ガソリンなどの燃料についてでございます。</p> <p>県内に少しずつ入ってきておりまして、今後、少しずつ増えていく見込みでございます。平常の供給に戻るには、今しばらくかかりそうだと、業界から聞いております。</p> <p>このような状況でありますので、県民の皆様には、何人かで車に乗り合わせて移動するなど、節約をしていただきたいと思っております。ひとりで、必要以上、余計に補給することのないように、必要な分だけ、補給することを是非ご協力をお願いいたします。</p> <p>電気を節電していただきまして、感謝しております。非常事態でありますので、今後、引き続き、節電していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
			

日 時	会 議 名	場 所	協 議 概 要
H23.3.22 (火) 15:00	第3回 災害対策本部員会議	講堂	<p>○各応急対策班の対応状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合調整班</li> <li>・管理班</li> <li>・保健医療対策班</li> <li>・輸送対策班</li> <li>・生活救援班</li> <li>・ライフライン対策班</li> <li>・建築物等対策班</li> </ul> <p>○知事メッセージ</p> <p>県民の皆様、毎日ご苦勞様でございます。</p> <p>3月11日の大地震から10日が過ぎまして、県では隣接県からの避難の方々を受け入れるため、全力を挙げて取り組んでおります。</p> <p>市町村、県、ボランティアが一体となって対応し、頑張っております。</p> <p>これからは宮城県からの避難の方の受け入れが始まると思いますので、しっかりとやっていきたいと思っております。これも引き続き、市町村、ボランティアの皆様と連携して行っておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>また、燃料についてが、目の前の喫緊の課題であると認識しております。</p> <p>本日も県石油商業組合に直接問い合わせを行いました。毎日少しずつは入ってきておりますが、十分な量ではございません。これからのについては、明日、明後日、2日ぐらいで方向性が見えてくると思うというお答えでした。</p> <p>そのような状況でありますので、しばらくの間は、省エネ、電気、ガソリンの節約をお願いします。</p> <p>良い方向、前向きな方向に向かって動いておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。</p>
H23.4.8 (金) 0:45	第4回 災害対策本部員会議	災害対策室	<p>(4月7日(木)23時32分、地震発生 県内の震度 5弱)</p> <p>○各部局長被害状況報告</p> <p>○知事指示事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害の収集</li> <li>・被害情報の収集(市町村、県管理施設、危険箇所等)</li> <li>・初動体制の確立</li> <li>・関係省庁への報告</li> <li>・交通機関の状況</li> </ul>

日 時	会 議 名	場 所	協 議 概 要
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフラインの確認</li> <li>・ 県民への情報提供</li> </ul>
H23.4.8 (金) 6:00	第5回 災害対策本部員会議	災害対策室	○各部局長被害状況報告
H23.4.8 (金) 16:30	第6回 災害対策本部員会議	講堂	<p>○協議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「山形県被災地広報支援隊」による職員の派遣について</li> <li>・ 放射線対策の現状と今後の対応について</li> <li>・ 輸送対策について</li> <li>・ 山形県救援物資集積地における物資の受払状況について</li> <li>・ 義援金の受入れ状況と配分見通しについて</li> <li>・ 避難者の受入れについて</li> <li>・ 避難者の教育機関等における受け入れについて</li> <li>・ 雇用関係への影響と基金等を活用した避難者等への就労支援対策について</li> </ul> <p>○知事メッセージ</p> <p>昨夜23時32分頃、マグニチュード7.1の大きな地震がありました。県では速やかに災害対策本部員会議を招集し、被害状況の把握に努めました。58万戸が停電、また7千戸で断水が発生しましたが、関係機関のご努力により、ライフラインは概ね復旧しております。残念ながら、お1人がお亡くなりになり、11名の方が重軽傷となっております。お亡くなりになられた方に対し、改めてご冥福をお祈り申し上げますとともに、負傷された方にお見舞いを申しあげます。</p> <p>3月11日に発生した東日本大震災から1か月が経過しましたが、余震は未だやまず、県民の皆様の不安は解消されてはおりません。被災地では、仮設住宅が建築され、入学式が行われるなど明るい話題も聞こえてきますが、復興の道のりは長く厳しいものになると思います。</p> <p>我が国は、敗戦を経験し、戦後の復興など幾多の困難を乗り越えてまいりました。こうした時こそ、東北は心を一つにして復興に向けて取り組んでいかなければなりません。こうしたことを踏まえ、11日に北海道東北地方知事会として「復興に向けたアピール」を東京で行うこととしました。</p> <p>未来に向けて、県民の皆さんとともに頑張っていきたいと思っております。</p>

日 時	会 議 名	場 所	協 議 概 要
H23.4.11 (月) 18:00	第7回 災害対策本部員会議	災害対策室	(17時16分、地震発生 県内の震度 5弱) ○各部局長被害状況報告 ○知事指示事項 ・人的被害の収集 ・被害情報の収集(市町村、県管理施設、危険箇所等) ・関係省庁への報告 ・交通機関の状況 ・ライフラインの確認 ・県民への情報提供
H23.4.11 (月) 20:30	第8回 災害対策本部員会議	災害対策室	○各部局長被害状況報告
H23.9.21 (水) 16:30	第9回 災害対策本部員会議・ 広域支援本部員会議	講堂	○協議 ・被災県への求償等について ・被災地への人的支援について ・放射線対策の対応について ・避難者支援について ・廃棄物処理の受入れ調整支援について ・火葬の受入れ状況について ・義援金の受入れ状況と配分見直しについて ○知事指示事項 震災発生から半年余りが経過し、被災地では避難所から仮設住宅への移転が進んでいるなど、復旧から復興に向けた歩みが、着実に進んでおりますが、その一方で、原発事故については、収束の見通しが不透明です。 改めて、一日も早い被災地の復興と被災者の生活再建、原発事故の収束を強く願うものであります。 さて、こうした震災の影響が未だ続いている中で、引き続き、本県に求められる対策を講じていく必要があります。 特に、放射線対策については、県民生活や産業活動への影響を適確に把握し、その安全性を迅速に公表できるように、検査機器の整備強化を図ってきており、今般、民間の検査機関も含めた検査体制の構築に向けた財政上の措置を講じてきました。 今後とも、継続的に検査を実施し、その測定値の結果を公表していくことで、放射線に対する県民の不安感の解消と農畜産物などの県産品に対する風評被害の防止に努めてください。

日 時	会 議 名	場 所	協 議 概 要
			<p>また、現在、一万人を超える避難者の方々が県内で生活されており、福島県から自主避難される方々の増加が続いております。</p> <p>こうしたことを踏まえ、生活支援情報の提供や、避難者向け借上げ住宅を追加するなど、避難生活の長期化や生活基盤の多重化等を踏まえた支援体制の強化を図ってきました。</p> <p>今後とも、市町村や関係機関と協力しながら、避難者の方々が県内で安心して生活できるよう、できる限りのきめ細かな対応に努めてください。</p> <p>そのほか、本日の協議を踏まえ、本県に求められる支援のニーズを具体的にお聴きするなどの努力をしながら、さらにしっかり見極めて、各班で必要とされる対策の適宜適切な実施に努めてください。</p> <p>これから寒い季節になりますが、福島県の方は慣れていません。冬期間の支援ができるように今からきめ細かな対応に努めてください。</p>

## 第2節 交通確保対策

### 1. 被災者・支援者の移動の急増への対応

#### (1) 対応の状況

##### ① 震災当日（3月11日（金））の対応状況

震災発生後、通常業務を全て休止するとともに、航空、鉄道、バスに関する運行情報の収集を行った。  
震災当日は各交通機関が終日運休となり、旅客の生命身体に関わる事故がないことも確認されたため、県としての交通確保対策業務は22時頃には終了した。

##### ② 震災翌日（3月12日（土））の対応状況

各交通機関の運行状況の情報収集を継続した。  
この頃から、山形県と首都圏をはじめとする全国各地との移動に関する問い合わせが寄せられ始め、移動の確保に向けた取組みをどのように展開するか、検討を開始した。

##### ③ 3月13日（日）以降の対応状況

広域的な移動の確保に向けた取組みを全面的に展開することとし、HPなどによる情報提供、移動を必要とする方への案内、交通事業者との調整などの業務を本格的に開始した。  
この日以降の主な対応をまとめると、下記のとおりとなる。

#### ア 公共交通の運行状況等に関する情報提供

(ア) 県HPへの掲載、リアルタイム更新（3/13～）

(イ) 電話相談窓口の開設

（3/13～16 5：00～24：00）

（3/17～22 6：00～23：00）

（3/23～31 8：30～19：00）

（4/1～ 8：30～17：15）

(ウ) 山形空港・山形駅・山交BTの案内対応職員の配置（交通・宿泊関係）（3/13～3/22）

#### イ 公共交通機関の輸送力増強

(ア) 航空会社（JAL、ANA）に対する臨時便増便要請

(イ) 山形空港からの二次交通確保

山形空港－山形駅間の車両大型化（3/14～5/22）

山形空港－仙台駅間の運行（3/16～5/15）

(ウ) バス事業者に対する高速・都市間バス増便要請

(エ) JR東日本、山形鉄道に対する早期運転再開要請

(オ) 県内関係業界団体に対するバス事業者への優先的燃料供給要請

#### (2) 取組みの基本的考え方

##### ① きめ細かな情報提供、旅客案内体制を構築する

利用可能な交通手段や情報入手手段に限られる中、利用者が円滑かつ安心して移動するためには情報提供や旅客案内をきめ細かに実施することが最重要と判断し、可能な限り多様な手段での情報提供や旅客案内を実施した。

また、宮城県内から移動する方に対しては、電気・ガス・水道などの生活インフラや食料品などの生活物資が不足している間は、まずは比較的物資の多い山形に来て、今後の移動手段を考えていただくよう案内を行った。

##### ② 最大限効率的な輸送体制を確保する

震災により、輸送力の大きい新幹線、在来線が不通となったのに加え、バスについても車両面、乗員

面、燃料面で制約を抱えながら多大な輸送需要に対応せざるを得ない状況が続いた。このため、バス事業者の方針を尊重し、特に都市間バス路線について、最大限効率的な輸送を確保するため、山形駅、山交バスターミナルを結ぶ都市間バス路線に運行を集中させ、この2箇所をハブとした交通ネットワークを構築することや、輸送を効率化する観点から、短距離路線に車両、乗員を集中させることに対し、後方的な支援を行った。

### ③ 各拠点における滞留を最小化する

②とも関連するが、震災後、公共交通による移動手段の選択肢及び座席供給量が極めて限られる中、宮城県の県庁・市役所前付近、山形県の山形駅、山交ビルバスターミナル付近、山形空港などの交通拠点において、乗車待ちが多く発生し、利用者の移動に要する時間が著しく増大することが懸念された。このため、各拠点の混雑状況を把握し、航空会社、バス会社に対する輸送力増強の要請、利用者に対する混雑状況の情報提供を行うことにより、可能な限り円滑かつ迅速に移動が可能となるよう配慮した。

## 2. 山形空港の体制強化

### (1) 山形空港、庄内空港発着航空路線の輸送力増強

#### ① 山形空港に関する調整

山形空港には、震災発生翌日の3月12日から寸断された陸上交通網の代替ルートを求める利用客が押し寄せ始めた。空港来訪者数は、山形県庁による情報提供の開始や口コミの展開により日を追うごとに増加し、空港ターミナルはキャンセル待ちを含む多くの旅客であふれた。

山形空港路線を運航する日本航空は、こうした需要の高まりに対応し、震災翌日の3月12日に山形・伊丹便の臨時便1往復を運航したのを皮切りに、運航機材の確保状況や旅客需要の動向に応じて羽田便、札幌便の臨時便が設定された。しかしながら、山形空港を経由した旅客需要は座席供給量を大幅に上回り、キャンセル待ちでも搭乗できない旅客やキャンセル待ちに備えた人たちが山形空港で一夜を過ごさざるを得ない事態となった。

こうした方のために、山形空港ビル株式会社において、毛布の手配、夜間暖房、宿泊スペースの提供を行った。また、最終便出発後も多数の人が空港内に残り、翌日以降、さらにキャンセル待ちの客が増えることを懸念し、山新観光株式会社（＝山形空港におけるハンドリング業務実施会社）において、3月13日から16日までの間、東京方面及び大阪方面行きの救済目的のツアーバスを運行した。



(写真提供：山形新聞)

【旅客機の搭乗やキャンセル待ち、東京・大阪行きの臨時バスの申し込みをする人の列】



(写真提供：山形新聞)

【空港ターミナルに宿泊する利用者】



(写真提供：山形新聞)

【大阪行きのバスに乗り込む人たち】

これと並行して、日本航空に対して山形県庁から、山形空港の混雑状況を伝え、連日増便の要請を行った。日本航空からは、要請に対し連日臨時便を増発しながら対応してもらうことができたが、旅客需要の増加が座席供給数を上回り続け、大きな混乱が生じかねない状況となった。

この後、日本航空からは、山形県からの要請を受け、羽田便の増便数の積み増し（当初計画分：定期2便＋臨時12便、追加決定分6便、3月16日から）、機材の大型化（B767、3月19日から）を行うことが伝えられた。

また、山形空港には9年前の山形・羽田便からの撤退以降、定期便を運航していない全日空についても、3月18日には山形空港の現地調査に訪れ、3月24日には、県に対し臨時便の運航を開始する旨の連絡があった。全日空からは、当初伊丹便のみの運航を打診されたが、山形県と被災地とを結ぶ就航先都

市を広げて、全国各地からの移動を円滑化するべきとの判断から、伊丹便だけではなく中部便も運航するよう要請した。これにより、3月29日から、全日空が9年ぶりに山形空港に就航し、伊丹便（2往復）と中部便（1往復）を運航することとなった。

さらに、4月12日には、AIRDOから山形・札幌便の運航を行いたい旨の打診があり、4月18日から全日空との共同運航により札幌便の臨時便運航を開始した。



(写真提供：山形新聞)

【約9年ぶりに山形空港への就航となった全日空機】

## ② 山形空港臨時便の設定に当たっての航空会社における取組み

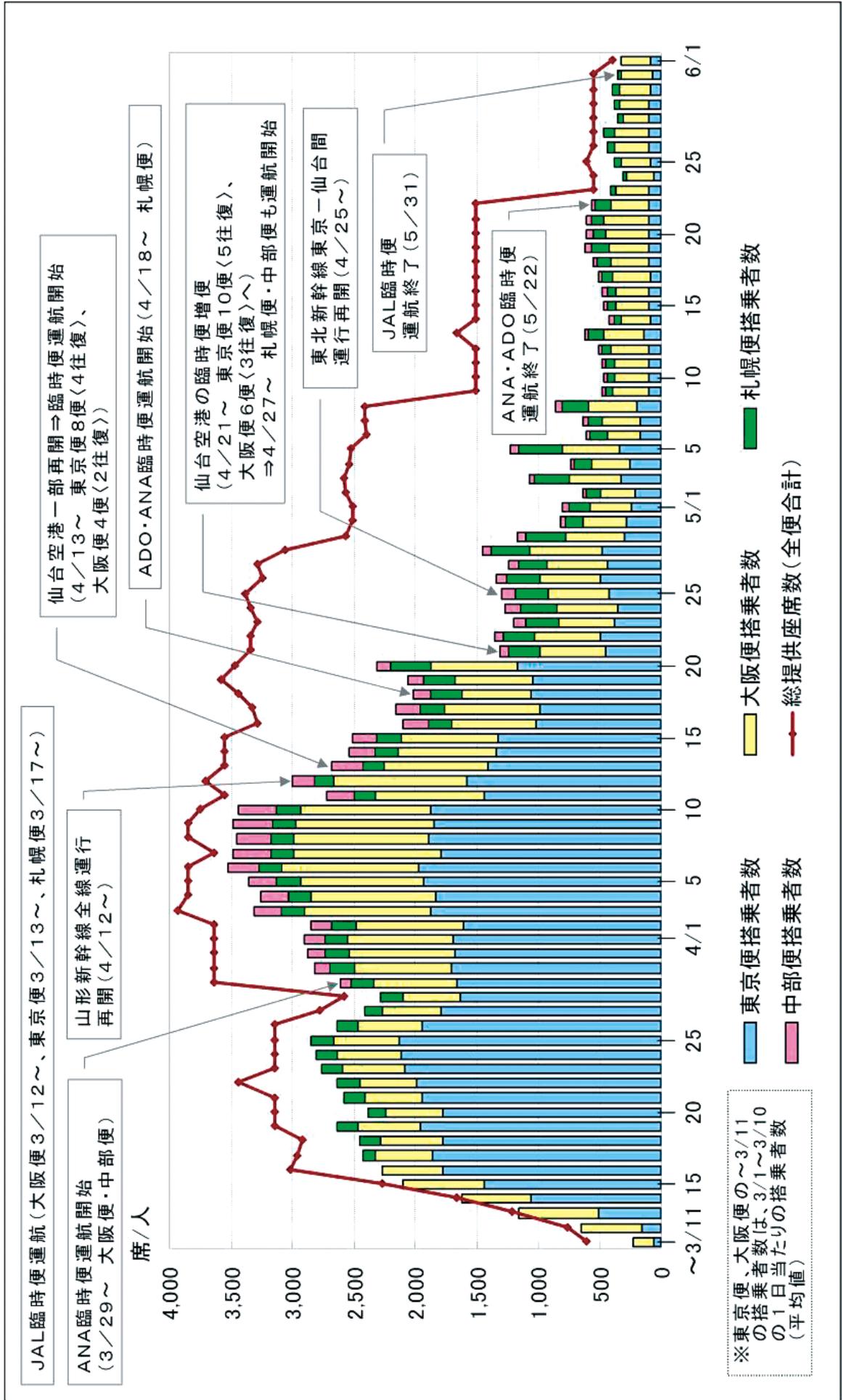
日本航空では、3月12日以降の臨時便増発により、旅客ハンドリング業務の応援職員を派遣して対応に当たった。また、3月16日の要請を受け、3月19日から山形・羽田便の一部臨時便において運航機材を大型化（B767）するに当たって、山形空港にはB767に対応した地上設備がないため、ハイリフトローダ、コンテナドリー、トーイングバー等を羽田から陸送（3月17日発、3月18日着）した。

全日空は、山形空港に定期便を運航していなかったため、臨時便運航に当たり、搭乗カウンター等の設備施設の設置、旅客ハンドリング業務要員の派遣などの体制整備を行った。

## ③ 庄内空港に関する調整

庄内空港では、震災翌日より庄内・羽田便が通常ダイヤで運航された。以降臨時便の設定は行われなかったが、首都圏方面と往来する旅客が庄内空港にも集中したため、全日空に対し運航体制の拡充を要請した結果、3月13日から26日にかけて、一部便の運航機材を大型化（B737、A320 → B767）することにより輸送力の増強が行われた。また、3月27日以降は、羽田便の増便（1日4便 → 5便）により輸送力の増強が図られた。

# 東日本大震災発生後の山形空港発着便の総提供座席数・搭乗者数の推移



## (2) 山形空港からの二次交通の輸送力増強、路線拡充

### ① 震災直後の二次交通用バス車両の確保

震災翌日の3月12日早朝、東北新幹線や仙台空港の被災状況から、山形・庄内両空港が全国と仙台を結ぶ結節点となり、移動者が集中すると予期されたが、両空港から仙台へのアクセスが不便なため、山交バス・庄内交通に対し、緊急輸送用バス車両の待機を要請し、両者はこれに応諾した。なお、両空港と仙台間の輸送は、既存の山形空港ライナー・庄内空港リムジンバスと高速バスの連携で対応することとしたため、当該待機は追って解除した。

### ② 山形空港ライナー(山形駅・山形空港間)の輸送力増強

山形空港からの二次交通は、山交ハイヤーが運行する、山形駅と山形空港を結ぶ「山形空港ライナー」のみであった。このライナーは、山形空港の定期便の機体サイズ(50人乗りCRJ又は76人乗りERJ)に合わせ、ジャンボタクシー型車両(9人乗り)を使用していた。しかしながら、震災後の旅客需要の急増により、山形空港に中型機(150人乗りMD90など)を使用した臨時便が次々と増便される中、9人乗りのジャンボタクシーでは空港からの二次交通による移動需要に対応しきれないことは明白であった。

このため、3月12日に、山交ハイヤーに対して、同社が保有する28人乗り中型バスへ振り替えたピストン輸送を要請するとともに、同社の了承を得て、山交バスに対し、山形空港・山形駅間の臨時バスの運行、山形・仙台都市間高速バスの一部便の山形空港延長運転、仙台・新庄間都市間バスの山形空港停車などにより、山形空港への二次交通確保を要請した。

要請に対し、山交バスからは、都市間輸送需要の対応に手一杯で、山形空港に乗り入れるバス路線の開設は困難という回答があり、山交ハイヤーからは、28人乗り中型バスでの運行には山形運輸支局への手続きに多大な期間を要するため、現下の需要に機動的に対応できないとの回答であった。

このため、山交ハイヤーが保有する中型バスによる運行を早期に実現するため、東北運輸局山形運輸支局に対し、手続きの合理化、迅速化を要請し、同日中に山形運輸支局長より、「事前に連絡をもらえれば、書類等の手続きは事後的に処理することとする」旨の回答を得た。

これを受けて山交ハイヤーに対し、山形運輸支局に連絡の上、28人乗り中型バスによる運行に切り替えるよう要請を行った。山交ハイヤーからは、手続きが完了するまでの間は28人乗りに切り替えるのは依然不可能であること、代わりに、緊急措置として、県が中型バスを山交ハイヤーから貸し切り、添乗した県職員が移動者から運賃相当額を集金し、その全額を貸切料金として山交ハイヤーへ支払うという手法ならば、すぐに対応できるとの返答があった。

このため、3月14日、15日の両日は、山形県職員を「山形空港ライナー」に乗務させ、運賃收受を行う異例の対応をとった。なお、山形運輸支局の理解もあり、手続きが極めて迅速に行われたため、3月15日午後以降は山交ハイヤーが中型バスによる自主運行を開始した。

### ③ 夜間出発便への対応

山形空港の24時間運用に伴い、夜間発着の航空便が多数運航されるようになった。他方、仙台から山形空港に向かう場合、3月27日に山形空港と仙台駅間を直通する「山形空港直行ライナー」が運行開始となるまでの間は、山形・仙台都市間高速バスを利用し、山形駅で「山形空港ライナー」に乗り換える必要があった。このため、仙台から山形空港発の夜間便を利用する場合、山形・仙台都市間高速バスの遅延により山形駅での乗り換えができず、山形で1泊せざるを得ない利用者が発生することや、それを懸念して、早い時間に出発することを余儀なくされることが想定された。

このため、日本航空、山交バス、山交ハイヤーと協議の上、山形・仙台都市間高速バスが遅延した場合でも、「山形空港ライナー」が接続待ちを行い、「山形空港ライナー」の山形空港到着が遅れた場合は、山形空港を出発する航空便が接続待ちを行う「最終接続」を行うこととした。

また、ホームページにおいて、最終接続を行う旨と、接続対象となる山形・仙台都市間高速バスと「山

形空港ライナー」、山形空港出発便を告知した。

最終接続の実施に当たり、当初は県の担当者が両運行事業者（山交バス、山交ハイヤー）と出発確認の連絡を取り合い、また山形県庁前バス停で乗客の接続便利用意向を確認する等の調整を行った。（軌道に乗った後は、実務を簡便にし、運行事業者による運営に委ねた。）

#### ④ 夜間到着便への対応

震災発生後、山形空港に夜間到着する旅客の中に仙台方面への旅客が増加していたが、山形空港ライナーと山形・仙台都市間高速バスの接続が確保されないことも想定されたことから、山形空港利用拡大推進協議会の支援を受けつつ、19：00以降に山形空港に到着する便について、山形空港発仙台駅行きのバスを山新観光株式会社が企画、実施した（3月16日～26日。3月27日以降は「山形空港直行ライナー」により対応）。

#### ⑤ 山形空港と仙台を直通する二次交通の確保

山形空港を発着する臨時便は、山形県内の利用のほか、東北新幹線や仙台空港が利用できない中、宮城県方面からの利用客も相当程度あり、電話照会においても、仙台と山形空港間の移動手段に関する問い合わせが多く寄せられた。また、臨時便の運行に関する航空会社との協議の中でも、航空会社から仙台方面への二次交通の充実を求められていた。

このため、ツアーバス形式による運行を模索することとし、県内の複数の旅行代理店に運行を打診した。

最終的に、ツアーバスの主催者は近畿日本ツーリストとし、運行に向けた協議を進めることとした。こうした協議が整った3月27日より、山形空港と仙台駅東口を結ぶツアーバス形式による「山形空港直行ライナー」の運行を開始した。

#### ⑥ 庄内空港からの二次交通の確保

震災後、全国各地と山形県、宮城県を移動する旅客は、庄内空港にも多く押し寄せた。一方で、山形から庄内空港に行く場合、都市間高速バスで鶴岡又は酒田まで行き、庄内空港行きリムジンバスに乗り換える必要があった。このため、庄内交通観光バス・ハイヤー株式会社が、山形市内と庄内空港を結ぶ臨時バスを運行し、二次交通を確保した（3月14日～21日）。

### 3. 公共交通の運行状況等に関する情報提供

今回の震災では、通信インフラが遮断されるなどにより、平常時以上にきめの細かい情報提供を行うことが求められた。また、発信者から受信者に対する一方的的な情報の「提供」だけでなく、双方向的な「案内」機能も、震災のような混乱時には重要であった。さらには、外国人や高齢者などへの配慮は、平常時と同様に必要であった。

#### （1）情報提供業務の基本的方針

震災発生後、東北・山形新幹線、東北自動車道や国道4号線など、東北地方と全国各地を結ぶ陸上交通が寸断され、旅客の移動に極めて大きな影響が発生した。とりわけ、東北地方と首都圏を結ぶ大動脈である東北新幹線、山形新幹線などの鉄道網が不通になったことは、輸送力の大幅な減少をもたらしただけでなく、移動を必要とする方々にとって、新幹線に代わる移動ルートを確保することが極めて困難である点からも、円滑な旅客移動に甚大な影響を及ぼすこととなった。

山形県庁にも、震災発生翌日の3月12日から、利用可能な交通機関に関する問い合わせが寄せられ始めた。また、近接する宮城県内にも相当数の帰宅困難者がいることが、報道などから推察された。さらに、震災と津波により甚大な直接被害が発生している宮城県庁や仙台市役所などでは、利用可能な交通機関に関する情報の収集、提供に人員体制を割かれることは、より優先順位の高い直接被害の把握やその対応の遅れにつながるとともに、もとより情報収集などの業務を行う余裕すらないものと判断した（逆の立場であっ

たら、同様のことが言えただろう)。

こうした中、直接被害が少なく、各交通機関の運行情報を継続的に収集している山形県庁において、被災地や山形県と全国各地の間の移動を支援するため、全国各地に向けて利用可能な交通機関に関する一元的な情報提供、問い合わせ対応を展開することとし、準備の整った13日昼より本格的に業務を開始した。

なお、情報提供は、下記の点を基本的な方針として実施した。

### ① 「利用者」のニーズや状況に即した内容及び態様の情報提供を行う

情報提供に当たっては、利用者にはいわゆる「帰宅困難者」や、被災者の救援や復旧作業を行うスタッフ、被災エリアから首都圏などに退避する方、逆に、被災地にいる家族や親類を訪問する方など、多様な方が存在することを前提に、これらの方々が可能な限り効率的な移動ルートを選択できるよう、利用者目線での「見やすさ」、「わかりやすさ」に配慮して情報提供の内容を整理した。

また、震災により情報入手手段が極めて限られていることから、宮城県庁や仙台市役所を含む拠点へのネットワーク図の掲出、インターネットや電話による相談窓口の開設、交通拠点への案内要員の配置など、移動を必要とする方が交通機関に関する情報にアクセスすることができるよう、可能な限り多様な態様で交通機関に関する情報提供を行った。

### ② 常に最新の情報を提供し続ける

震災後は、都市間高速バスや航空路線の運行路線や便数・ダイヤが、車両や機材の確保状況や交通インフラの復旧状況に応じ、めまぐるしく変わった。できる限り多くの利用者に、できる限り円滑かつ効率的に移動してもらうためには、移動に関する適切な判断材料を提供することが重要であることから、県庁のホームページをリアルタイムで更新し(最も多い日で1日10回程度)、常に最新の情報を提供することとした。

県庁の体制としても、関係交通機関からの情報収集やホームページの更新に特化した担当者を配置するとともに、ホームページ更新の決裁ルートを大幅に簡略化(通常は担当者→担当課長→IT担当の決裁が必要だが、担当者レベルで更新を可能とした)し、コンテンツ変更が即時に公開ホームページに反映されるよう手当てした。

また、ホームページには、運行状況だけではなく、「マイカーによる被災地への乗り入れ自粛の要請」、「予約の確実なキャンセル」、「ボランティア受入体制の未整備」などの注意喚起メッセージもリアルタイムで掲載し、周知した。あわせて、メールや電話による問い合わせ内容を、コンテンツの改善やFAQに反映させ、情報提供内容を洗練させた。

なお、常に最新の情報に更新を続けたのは、山形県庁が発信する情報への信頼性を高め、口コミなどを通じて、交通機関に関する有力な情報収集手段としての認知度を高める意図もあった。

### ③ 確実な内容以外の情報提供は行わない

大災害により情報入手手段が遮断されると、デマや流言が飛び交い、混乱が発生しがちである。今回の震災では、被災地における陸上交通網が寸断される中、利用可能な交通機関に利用客が殺到していた上に、情報の入手ルートは極めて限られているなど、交通についてもデマや流言が発生しやすい環境となり、現に山形県庁にも、誤った情報に基づく問い合わせが寄せられるケースが散見された。こうした中で、山形県庁から発信する交通機関の情報は、数少ない情報源であり、その情報に誤りがあった場合、大きな混乱につながることを懸念された。

このため、交通機関の運行状況については、各事業者から聞き取った情報を取捨選択し、確実なもの、混乱が生じないものに限って公表することとした。

事例1：山形・仙台都市間高速バスについて、山交バスは本数、ダイヤを発表して運行したが、宮城交通は車両や運転手が確保できた都度、不定期に運行した。

<対応>

山交バス担当便の本数、ダイヤのみを情報提供対象とした。

事例2：山形と各地を結ぶバス路線は、需要に応じ1便に複数台（2～5台）のバスにより運行した。

<対応>

各路線の便数を明記した上で、脚注に「複数台で運行される『場合があります』」と表示した。

事例3：山形空港において、羽田空港、伊丹空港行き最終便に乗り切れなかった旅客を対象に、地元旅行会社である山新観光が東京、大阪に向かう救済的なツアーバスを臨時的に運行した。

<対応>

ツアーバス目当ての旅客が空港に殺到し混乱が生じることが懸念されたため、情報提供は行わなかった。

事例4：山形駅周辺から庄内空港に向かう直通送迎バスが3月14日と15日の両日一時的に運行された。

<対応>

バスの運行が直前に決定されたため、全日空庄内支店からの周知依頼を受け、県の交通案内ホームページの新着情報欄で例外的に情報提供を行った。不定期運行であることから、ネットワーク表への掲載は行わないこととともに、利用者が殺到し、混乱が生じるのを防止するため、掲載時間を運行初日の1時間程度のみとした。

## (2) ネットワーク図の作成

3月12日時点では、交通機関ごとの運行計画の一覧表と、各交通機関から入手した運行ダイヤ（事業者によって様式が異なっている）や電車、バスの時刻表をもとに、問い合わせに対応していた。

その中で、今後、日を追うごとに照会が増加すると予想されたほか、職場で放映されているテレビに映る被災地域の状況から、被災地域と全国各地の移動に著しい支障を来たしており、こうした方々にも移動に関する一覧的な情報を提供する必要があるとの感触を得た。

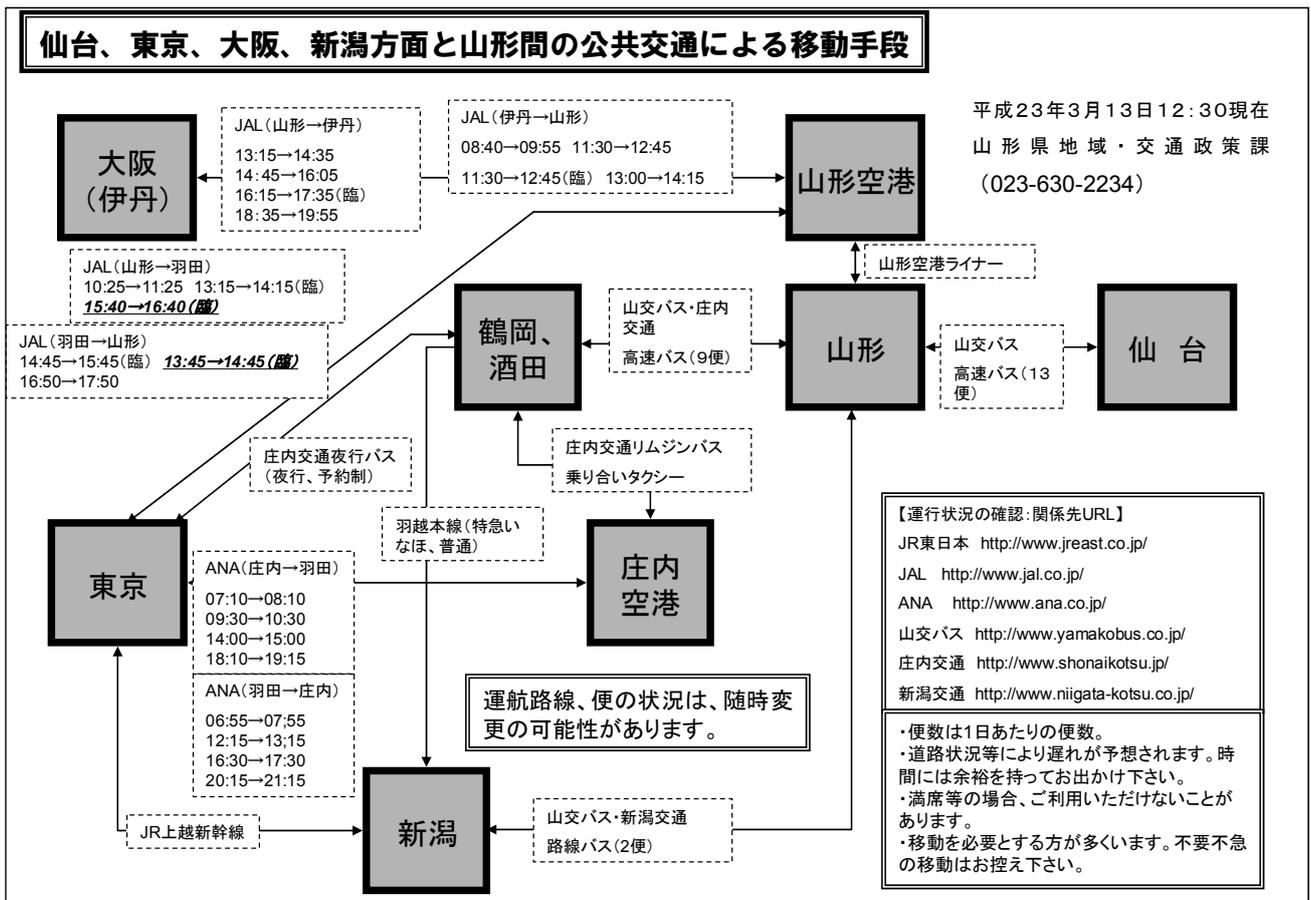
このような認識のもと、利用可能な交通機関とその運行状況を一覧表として取りまとめることとし、準備の整った3月13日正午過ぎから公開することとなった。

ネットワーク図は、ホームページへの掲載、交通拠点等への張り出し、配布などにより提供した。この図の公開以前は、新幹線や高速道路などの陸上交通が寸断された中、利用可能な交通機関を一覧的に示した資料がなかったこともあり、数多くのサイトにリンクされ、ブログやツイッターでも多くの反響を呼ぶなど、当初の予想を大きく上回る利用があった。

このネットワーク図を作成する際、意識した点は以下のとおりである。

- ・ウェブ検索で使われる単語をちりばめたタイトルの設定
- ・1枚紙で機能性を重視した情報提供
- ・電話問い合わせ先を山形県庁に一元化
- ・英語、中国語、韓国語による情報提供

### ○ ネットワーク図



### (3) HPによる情報提供

山形県庁では、震災発生2日後の3月13日13時頃からホームページによる情報提供を開始した。交通に関するホームページは、「東日本大震災に関する総合情報」ページにリンクを張ったほか、「交通に関する情報ニーズは高いので、トップページからも直接リンクを張ったほうがよい」との県庁内からの助言を得、山形県庁トップページの「注目情報」コーナーから直接リンクを張ることとした。

ホームページのコンテンツは、電話問い合わせの内容や交通機関の運行再開状況、交通拠点の混雑状況などに応じ更新、改良を重ね、下記のような構成となった。

- ・ページタイトル

ウェブ検索で使われる単語をちりばめたタイトルを設定した。

- ・重要なお知らせ

コンテンツの核となるネットワーク図へのリンク画面の上部に、移動される方々に特に注意喚起が必要な内容を赤字で表示した。

(例) ・被災地及び山形県への自動車での乗入れはお控えください！

・予約は必要最小限に！予約のキャンセルをお忘れなく！

・山形空港への移動は公共交通機関をご利用ください！

- ・ネットワーク図

- ・主な路線の時刻表

各交通機関ホームページのダイヤ情報、周辺自治体ホームページの交通情報へのリンクを集めた。

また、山形駅・山交バスターミナル付近の乗り場案内図も掲載した。

- ・運行状況に関するトピックス

山形空港の臨時便ダイヤ設定や東北・山形新幹線の運行再開情報、仙台空港の運用再開や仙台空港へのアクセス手段など、その時々的重要トピックスを掲載した。

- ・乗車待ちの状況

山形・仙台都市間高速バスで、仙台を朝出発するバスで多数の乗車待ちが発生し、逆に夕方以降のバスには座席に余裕があったことを受け、利用時間帯の平準化を図るために、交通拠点ごとの方面別乗車待ち状況を掲載した。

- ・FAQ

電話相談窓口にお問い合わせが集中し、電話がつながりにくいとの指摘も寄せられたことから、代表的な質問をFAQとして掲載した。

## 山形県庁HPにおける情報提供

○3月13日より山形県HPで情報提供を開始(下図は3月17日18時現在のHP再現版)。



### <コンテンツの構成>

- ①重要な注意喚起事項(ネットワーク図の前に赤字で表示)  
→不要な予約のキャンセル要請、マイカー乗入れ自粛要請 など
- ②ネットワーク図(情報提供のコアとなるコンテンツ)
- ③主な路線時刻(各事業者HPへ)、山形駅・山交BT周辺乗り場案内図  
→後に、近隣自治体HPの交通情報ページへのリンクも掲載
- ④乗車待ちの状況  
→主な交通拠点における混雑状況を掲載
- ⑤お知らせ  
→最新の運行本数変更情報、最終便接続案内 など
- ⑥FAQ(よくある質問と回答)  
→電話相談の効率化を図るため、典型的な照会内容と回答を掲載

#### (4) 紙媒体（張り紙、ネットワーク図の配布）による情報提供

今回の震災では、山形県内のほぼ全域で停電が発生（3月12日21：12完全復旧）し、通信の集中などにより携帯電話もつながりにくい状態が続いた。また、被害の大きかった宮城県内では、停電に加え、携帯電話基地局の障害も発生し、コンセントに接続するテレビ・ラジオだけではなく、携帯電話による通話、データ通信、ワンセグによるテレビ視聴も困難になった。これにより、とりわけ宮城県内では、情報入手手段が極めて限られることとなった。

また、不確かながら、宮城県庁や仙台市役所、仙台駅周辺に、帰宅困難者などが多く集まっているとの情報を入手した。加えて、お年寄りなどインターネットを使えない方に配慮した情報提供も必要であった。

こうした中、インターネットと並行して紙による情報提供を行うこととし、移動を必要とする方が集まる場所（宮城県庁、仙台市役所、山交ビルバスターミナル、山形空港、山形駅など）にネットワーク図の張り紙や配布を行うこととした。

ホームページによる情報提供開始後、宮城県庁や仙台市役所などの関係機関に対し、人が集まっている場所にネットワーク図の掲示や配布を依頼するとともに、観光担当部局を通じ、移動者の宿泊地となる県内の旅館・ホテルに対し情報提供を行った。

このほか、宮城県庁、仙台市役所には、「山形県庁で、宮城県内、仙台市内から各地への移動に関する照会にも対応する体制を構築したこと」、「個別の照会に対し、山形県庁に連絡するよう案内していただいで構わないこと」を申し出た。

#### (5) 電話相談窓口の設置

広域的な移動をする方が安心かつ確実に移動できるようにするには、インターネットや紙の配布による一方的な情報提供だけではなく、個別の疑問点や不安を解消するための双方向的な相談窓口を充実させる必要があった。

山形県庁でも、電話による相談に最大限対応するため、3月13日にネットワーク図に相談窓口の電話番号を表示し、問い合わせ専用の電話を設置するとともに、相談対応を行うための職員を配置した。

電話相談の時間帯についても、移動途上の相談にも最大限対応を図るため、仙台・山形間の高速バスの始発便の山形発車時刻（通常ダイヤで5：50）と最終便の山形到着時刻（同23：32）を踏まえ、5：00～24：00と設定した。（JR東日本の「モバイルSuica特急券」やJR東海・西日本の「エクスプレス予約」の予約受付時間が始発前から最終後までを目安に設定されていることにヒントを得た。）

電話相談の件数は、ネットワーク図を公開した3月13日以降急増し、課内のほぼ全ての電話が鳴り止まず、交通機関からの情報収集やホームページの更新作業を行う職員以外は、相談電話にかかりきりの状態となった。

電話相談の内容は、主に「移動ルートの選択方法」、「仙台から山形空港へのアクセス」、「予約・運行状況」に関するものに大別された。同種の問い合わせが極めて多かったことから、その回答をFAQとしてホームページに掲載したが、問い合わせ件数は一向に減らなかった。これは、問い合わせの通話が電話回線数を大幅に上回っていたこと、ルート等がわからないのではなく、目的地に確実に到達できるか不安があつて電話をすることが多かったからである。中には、不安のあまり何度も繰り返し同じ相談を寄せるケースもあった。

こうしたことから、電話相談には、「安心していただく」ことを主眼として対応した。問い合わせ内容は、例えば「どのルートが一番早いか」というように、県庁側でも確答できないものが多かったが、「とにかく山形まで来れば各方面に確実に移動できますので、ご安心ください」といった形で、速さや運賃、乗継ぎの効率性などはさておいて、相談者に「確実に移動」できる「安心感」を持ってもらえるよう配慮した。

被災者やその家族からの問い合わせも多かったことから、電話対応の言葉遣いにも慎重を期した。丁寧に対応することは言うまでもないが、例えば、「気をつけてご旅行ください」という言葉遣いが、「（観光

旅行に行くわけではない」という反応につながったことから、「気をつけてご移動ください」という言い回しにするよう心がけた。

電話の中には苦言（中には有益なものもあり、コンテンツ更新等の際のフィードバックに活用）もあったが、お礼の電話も多くいただいた。中には宮城県内のご子息が山形経由で無事実家に帰宅することができたことを、涙ながらにご報告、お礼いただくような電話もあり、連日の対応に疲弊する中、こうした電話やメールは、業務の大きな励みとなった。

#### ○ 電話相談窓口の開設状況

期間	3/13～16	3/17～22	3/23～31	4/1～
開設時間	5：00～24：00	6：00～23：00	8：30～19：00	勤務時間内
対応人員	2～9名	7～10名	課内で対応	

#### (6) 主要な交通拠点への案内対応職員の配置

山形空港や山交ビルバスターミナル、山形駅周辺などの主要交通拠点周辺に詰め掛けた航空便や都市間高速バスの利用者には、山形県に土地勘がない方や各交通機関に関する情報が不足している方も多く、3月13日から山形空港に、「山形県」の腕章をした職員を派遣し、現地での旅客案内、一時宿泊施設の案内を開始した。また、報道機関から、「山形駅周辺も大変混雑しているので案内職員を配置すべき」との指摘があったことを受け、3月14日には山交バスターミナル、山形駅周辺でも旅客案内、一時宿泊施設の案内を開始した（3月22日まで）。

ちなみに、現地での案内担当の職員は、県庁内で行う電話対応とは異なり、近くに助言する職員や詳細な運行情報をもって案内を行うことが困難であることから、電話対応を行い、旅客案内の相場観を習熟した職員を派遣した。

現地案内は、「山形県」の腕章を着用したことが功を奏し、利用者から多くの相談が寄せられた。

なお、現地への案内対応職員の配置により、各交通拠点の混雑状況や利用者の属性、動向に関する情報がリアルタイムで県庁に届くようになり、情報提供や交通事業者との調整に活用することができるようになったことは、当初想定しなかった収穫であった。

#### (7) 仙台方面から山形に夜間到着する方への対応

山形と各地を結ぶ航空路線、都市間高速バスのうち、最も遅い時間まで運行されるのが山形・仙台都市間高速バスである。このバスを利用して仙台から山形に移動した場合、21時以降に山形に到着するバスは、山形から先の接続交通がなく、山形以遠を目的地とする利用者は、山形に宿泊して翌日以降、目的地に向かう必要があった。

当時、山形市周辺の宿泊施設は、停電や燃料不足、観光客の大量キャンセルによる一時休業により利用可能な施設が限られており、利用可能なところについてもほとんどが満室状態となっていた。

このため、3月13日から、山形・仙台都市間高速バスのうち、山形からの接続交通がなくなる便の利用者に情報提供を行うため、「山形県庁前」バス停において、職員がバスに乗車し、乗客に、その時点で最新のネットワーク図と一時宿泊施設の案内を配布し、車内放送で簡単な案内を行った。

また、一時宿泊用に開放した施設のうち「山形県職員育成センター」（3月14日から22日にかけて開設）は、最寄りが「山形県庁前」バス停（山形駅から約3km）であったため、センターを利用する客には降車を呼びかけ、別の職員がセンターまで案内した。

#### 4. 公共交通機関の輸送力増強等

##### (1) 都市間高速バスの輸送力増強

3月13日、宮城県庁から、山形県及び山交バスに対して、山形・仙台線及び山形・新潟線の輸送力増強に関する要請文書が送付された。また、山形県においても、これら路線の輸送力増強は喫緊の課題だと認識していた。このため、山形県からも山交バスに対して、両路線の輸送力の増強を要請した。山交バスにおいても、こうした要請と前後して、山交ビルバスターミナルへの移動者集中に対応し、両路線に山形・鶴岡、酒田線も含めた輸送力増強及び旅客対応を行い、共同運行の新潟交通及び庄内交通にも協力を求めた。

また、震災後数日が経過すると、電話相談窓口の問い合わせに、県内移動に係るものが増加した。この中で、奥羽本線不通による山形・米沢間の公共交通寸断にガソリン不足が加わり、多くの方が移動困難となっている状況を把握したため、3月18日、山交バスに対し、鉄道復旧までの間、新幹線「つばさ」号の停車駅を経由して両都市を結ぶ路線バスの開設を要請した。具体的には、一部運行を再開していた米沢・仙台線の運行を取り止め、米沢・山形線として運行することを求めた。山交バスからは、米沢・仙台線の運行は継続し、米沢・山形間を3月20日から運行開始する旨の回答を得た。しかし、同日中にJR東日本が奥羽本線（米沢～山形間）を3月20日から運転再開することを発表したため、実際の運行は行われなかった。

また、3月31日より山形新幹線全線運転再開前日の4月11日までの間、東京発着の東北新幹線の起終点となっていた那須塩原駅と山形駅間を予約制で1日2往復する「山形・那須塩原ライナー」をヤマコーグループ（山交観光受付、山交バス運行）が企画・運行することとなった。運行に当たり、山交バスからの要請を受け、対首都圏の公共交通手段増強の観点で、交通政策課長から山交バスに対して運行要請文書を交付した。

##### (2) 鉄道会社（JR東日本、山形鉄道）との調整

###### ① 日本海側路線を経由した移動ルートの確保

震災による被害が軽微だった上越新幹線やJR羽越本線は、震災翌日には一部列車で運転を再開した。鉄道の輸送力は航空機、バスと比べて大きいことから、山形から山形空港・庄内空港を経由するルートと併せて、鶴岡・酒田からJR羽越本線経由、あるいは山形・新潟間の都市間バスにより新潟に行き、新潟から上越新幹線で東京方面に向かうルートが有効に機能した。

このため、JR東日本新潟支社に対し、JR羽越本線の輸送力の確保を要請した。JR東日本では、利用者の急激な増加を受け、特急「いなほ」号の増発を行った（3月15日～17日、23日～27日、4月3日：1往復増発、3月18日～22日：2往復増発）。

###### ② 山形新幹線など、県内JR各線の早期運転再開に向けた要請

震災後、都市間高速バスの増車や航空便の臨時便設定により、可能な限り多くの輸送力を確保してきたが、輸送力が大きい鉄道の早期復旧が広域的な移動の円滑化を図る上では必要不可欠であった。また、震災後深刻になったガソリン不足により通勤などに支障が生じるようになるに及び、県内の移動においても鉄道の早期復旧を求める声が強まった。

このため、JR東日本に対し、運転を見合わせている各線の早期運転再開の要請を行った。JR東日本では、東北新幹線などに甚大な被害が発生する中、4月1日までには、山形県内在来線の復旧を完了した。

###### ③ 山形鉄道（フラワー長井線）に関する調整

震災後、県から山形鉄道に対しては、線路や設備の被害状況の調査を徹底するよう申し入れた。また、運転再開後、被災者支援のため実施した避難者に係る運賃の無料化措置に対し、県及び沿線市町2市2町で、運賃減収分に対する助成を実施した。

### 第3節 燃料確保対策

#### 1. 石油燃料の供給不足の発生

震災により、太平洋沿岸にある港湾周辺の油槽所（小名浜、塩竈、気仙沼、釜石、八戸）、製油所（仙台、鹿島、千葉）が被災し、石油製品の出荷が停止されるとともに、東北自動車道を含む幹線道路の通行が制限され、さらに稼働中であったタンクローリー150台以上が被災し輸送困難な状況となった。

石油製品の製造から輸送まで広範囲にわたり甚大な被害を受けたことから、被災地を含む東北各県から関東地方で供給不足が生じ、特に県内消費（平成23年2月：約5,100kl）の8割程度を仙台から、2割程度を酒田等から供給されているといわれる本県では、石油燃料の供給不足の状況が長引き、塩竈の油槽所再開が本格化する3月30日頃までガソリンスタンドに給油待ちの行列ができる状態が続いた。

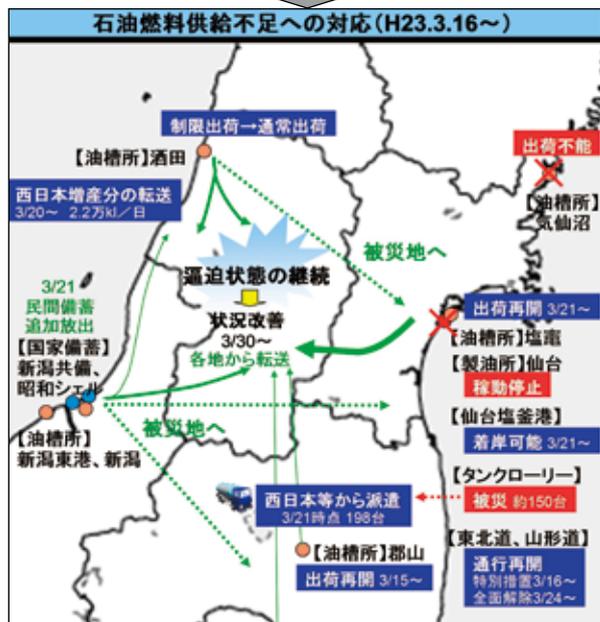


(写真提供：山形新聞)

【震災後の燃料不足による行列】



【震災後の燃料不足による行列】



## 2. 県の対応

### (1) 燃料の不足状況の把握

県各機関、所管の企業団体、市町村、市町村所管の企業団体に対し、石油燃料の需要調査を実施し、不足状況を把握した。

### (2) 政府等への要請活動

「首相官邸（後に内閣府）」→「資源エネルギー庁」→「石油連盟」→「元売各社」→「各施設等」のルートで石油燃料を供給する枠組みに対し、燃料不足の緊急度合いに応じて3段階のリストを提出し、要請活動を行った。併せて、山形県、新潟県の石油商業組合、県内の関係企業等に対し石油燃料供給への協力要請を行った。

### ○ 優先箇所リスト

- |   |
|---|
| <p>① 石油関係第一次優先箇所リスト（一次リスト）<br/>重油、軽油等が逼迫する救急指定病院、福祉施設、ダム、ガス会社、公共交通機関</p> <p>② 石油関係第二次優先箇所リスト（二次リスト）<br/>一次リスト以外の公共施設、公共交通機関など →後にトラック団体に絞り再提出</p> <p>③ 石油関係第三次優先箇所リスト（三次リスト）<br/>重油、軽油等が逼迫する医薬品製造企業</p> |
|---|

### (3) 政府等の対応

県の要望に対して、①通常契約先の小売業者を通じ供給、②元売手配の小売業者から供給、③県石油商業組合役員企業4社との商流を太くすること、の対応が行われた。

### (4) 緊急車両以外の対応

緊急車両以外で緊急に給油を必要とする車両（除雪車、医薬品運搬車、訪問介護サービス車、被災地支援車）について、個別に困難が生じた場合に、県石油商業組合を通じ給油対応を行った。

### (5) 県民への情報提供

県石油商業組合から石油燃料の供給見通しについて聞き取り、県ホームページを通じ、県民向けに情報提供を行った。

### 3. 経過

月 日	県の対応	周辺状況
3月11日 (金)		<p>午後2時46分、東北地方太平洋沖地震発生</p> <p>【電力】 鶴岡市など一部を除いて停電</p> <p>【仙台】 塩竈油槽所、JX仙台製油所が被災し、稼働停止</p> <p>【酒田】 酒田油槽所（東西OT）A地区（JX）の浮屋根破損、出荷停止</p> <p>【GS】 給油ポンプ使用不能なため閉店（一部店舗は緊急車両等向けに手動営業）</p>
3月12日 (土)		<p>【電力】 夜までに概ね停電が解消</p> <p>【GS】 電力回復地域から順次営業再開するも、多くは売り切り後閉店。開店継続した一部店舗は数量制限（10～20L、2千円）しており、行列が発生</p> <p>【国】 首相官邸が石油連盟へ被災地向け燃料供給を要請</p>
3月14日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山形県災害対策本部を立ち上げ、生活救援班（商業・まちづくり振興課）が石油供給担当となることで整理</li> <li>知事から内閣総理大臣、山形県石油商業組合、新潟県石油商業組合あてに「石油燃料の供給確保に関する要請書」を送付</li> <li>「石油関係需要調査」を実施（県各機関、市町村、所管の公共施設等）</li> </ul>	<p>【酒田】 酒田油槽所A地区（JX）はガソリンを除く油種の出荷再開</p> <p>【GS】 一部店舗のみ営業、早朝から行列が発生し、昼前に売り切れの状況</p> <p>【国】 石油連盟に24h対応のオペレーションルーム設置、官邸指示による燃料供給実施</p>
3月15日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次リスト（重油、軽油等が逼迫する救急指定病院、福祉施設、ダム、ガス会社、公共交通機関）を作成</li> <li>くらし安心課、消費生活センターがホームページに「震災に伴う石油燃料の状況について」を掲載開始</li> </ul>	<p>【電力】 東北電力が計画停電を発表（16～18日→実施されず）</p> <p>【酒田】 酒田港にタンカー（灯油3千kl）震災後初入港</p>
3月16日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>首相官邸の対策本部に一次リストを送付</li> <li>県各部局を対象に緊急に給油が必要な車両の調査を開始</li> </ul>	<p>【GS】 県内営業88店舗（回答数269の33%、設置507か所の17%：東北経済産業局調べ）</p>

月 日	県の対応	周辺状況
3月17日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源エネルギー庁から一次リストに追加情報（タンク容量等）を加えるよう指示があり、再調査実施</li> <li>・県関係緊急車両の給油について県石油商業組合と協議開始</li> <li>・県トラック協会、県トラック運送協同組合連合会から知事へ軽油確保の要請書提出</li> </ul>	<p>【国】海江田経済産業大臣が「ガソリン・軽油等の緊急の供給確保と輸送力強化の抜本対策」を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大型ローリー300台の追加投入</li> <li>・西日本の製油所からの大量供給</li> <li>・塩竈、八戸油槽所の早期機能回復</li> <li>・緊急重点SSの指定と重点供給</li> </ul> <p>【仙台】塩竈油槽所（出光）の出荷再開</p>
3月18日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源エネルギー庁に一次リスト（修正後）を送付</li> <li>・除雪車の優先給油について県石油商業組合と協議、個別対応で合意→実施</li> <li>・県ホームページ「県内における主な生活必需品取扱店の営業状況について」に県石油商業組合による見通しを掲載開始（～4月11日）</li> </ul>	
3月19日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次リスト（一次リスト以外の公共施設、公共交通機関など）を作成、首相官邸に送付</li> </ul>	<p>【GS】前日夜から行列が発生、給油待ち車両による火災等のトラブルが散発</p> <p>【酒田】酒田油槽所のガソリン出荷再開</p>
3月20日 (日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「医薬品輸送緊急車両制度」の実施について県石油商業組合と協議</li> </ul>	
3月21日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事から民主党東北地方太平洋沖地震対策本部（本部長 岡田幹事長）あてに「石油燃料の供給確保に関する要請書」を送付</li> </ul>	<p>【仙台】塩釜港にタンカー（2千kl級）震災後初着棧</p> <p>【国】生活支援対策を首相官邸から内閣府へ</p>
3月22日 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「山形県内医薬品製造企業を対象にする製造ライン石油需要調査」を実施</li> <li>・三次リスト（重油、灯油が逼迫する医薬品製造企業）を作成、内閣府に送付</li> </ul>	<p>【GS】県内営業172店舗（回答数304の57%、設置507箇所の34%：東北経済産業局調べ）</p> <p>【仙台】塩竈油槽所（EM）出荷再開、JXも塩竈油槽所（出光）の共同利用で出荷再開</p>
3月23日 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次リストで要望しているA重油の県内供給方法について県石油商業組合と合意</li> <li>・「医薬品輸送緊急車両制度」の実施について県石油商業組合と協議</li> <li>・二次リスト絞込みのため、避難所、斎場を対象に石油需要を再調査→概ね充足</li> </ul>	<p>【GS】行列解消のため、数量制限を緩和し始める（2千円→3千円、20L→30L等）</p>

月 日	県の対応	周辺状況
3月24日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次リスト（再整理:県トラック協会、トラック運送事業協同組合のみ）を内閣府に再提出</li> <li>・「医薬品輸送緊急車両」について、県石油商業協同組合が支部単位で対応できない場合に県を通じた調整を図ることで合意</li> </ul>	
3月26日 (土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来県した民主党岡田幹事長、自民党谷垣総裁に知事が石油燃料確保も含め要請</li> </ul>	
3月27日 (日)		<b>【仙台】</b> 塩釜港の浚渫により5千kl級のタンカー入港
3月28日 (月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事が記者会見で「今週中にはだいぶ改善する」とコメント</li> <li>・三次リストについて内閣府に追加要請</li> </ul>	<b>【GS】</b> 夕方まで営業する店舗が出始める
3月29日 (火)		<b>【GS】</b> 営業時間に制限が残る、庄内、村山を中心に行列がほぼ解消
3月30日 (水)		<b>【GS】</b> 営業時間に制限が残るが、県内で行列がほぼ解消（産業向けは依然供給不足）

## 第4節 その他県の対応

### 1. 政府等への要望活動

#### (1) 県や北海道東北知事会等による要望活動

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う被害等からの復旧・復興を迅速に進めるため、政府関係機関や東京電力等に対して要請活動を行った。



【北海道・東北地方知事会による政府への東日本大震災に係る要望（H23.4.11）】



【国土交通副大臣への太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備等についての4県（青森・秋田・山形・新潟）合同による提案（H23.5.31）】

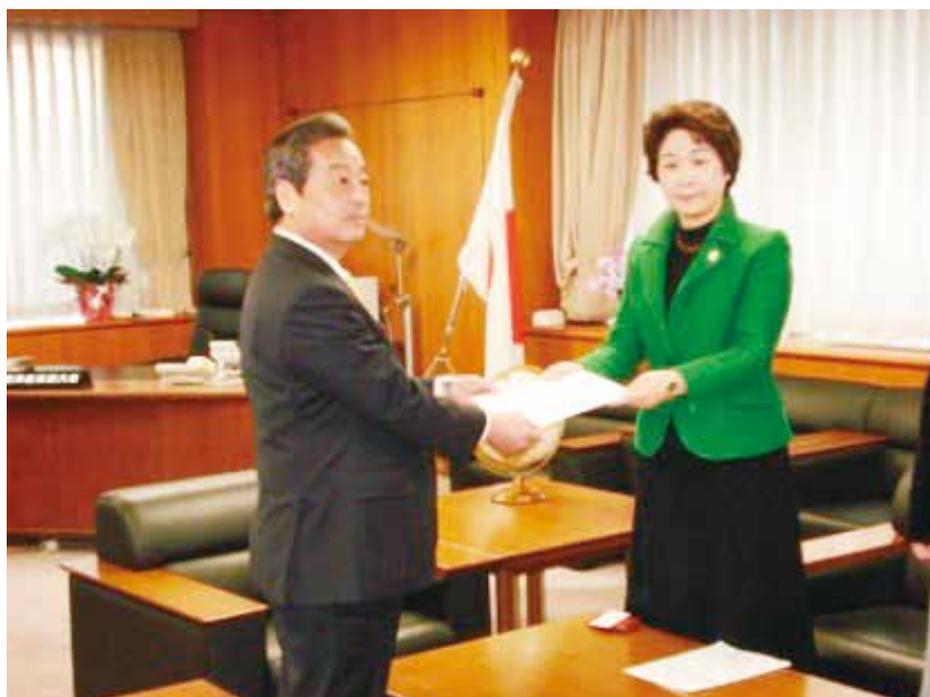
○ 要望活動一覧

年月日	要望事項	要望先	要望者名
H23.4.11	「復興に向けたアピール」と「東日本大震災に係る要望」 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応急対策及び被災者の生活再建に向けた総合的支援</li> <li>・ 東京電力福島第一原子力発電所における原子力災害への対策</li> <li>・ 復旧対策、地方自治体への財政支援、復興支援機関の設置</li> </ul>	内閣官房長官、政府与党関係者ほか	北海道東北地方知事会
H23.5.31	東日本大震災からの復興に関する提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備</li> <li>・ エネルギーの確保・供給体制の整備</li> </ul>	国土交通省、経済産業省等	青森県知事、秋田県知事、新潟県知事、山形県知事
H23.7.20	「放射性物質汚染稲わら」に関する緊急要望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国主導による風評被害対策等の実施</li> <li>・ 検査経費に係る財政措置</li> </ul>	政府与党関係者	山形県知事
H23.8.12	「食と放射能」に関する緊急提案 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民に対する放射能の基本的な知識の普及</li> <li>・ 食品の暫定規制値の法制度化</li> <li>・ 事業者に対する放射能検査費用の助成</li> </ul>	内閣府特命担当大臣	山形県知事
H23.9.29	東京電力福島原子力発電所の事故に係る「観光業の風評被害」に対する適切な賠償について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」における賠償対象区域への認定</li> <li>・ 東京電力の損害賠償に対する指導</li> </ul>	文部科学省、経済産業省、観光庁	山形県知事
H23.10.20	東日本大震災からの東北地方の復興に係る要望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復興施策を講じる上での規制・手続き等の特例対象地域に秋田・山形等を含めること</li> </ul>	内閣府特命担当大臣	山形県知事、秋田県知事
H23.11.6	平成24年度政府予算に関する緊急提案・要望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リダンダンシー機能確保のための格子状骨格道路ネットワークの形成</li> <li>・ 風評被害対策の推進</li> <li>・ 震災からの復興等に関する地方自治体への財政支援</li> </ul>	国土交通省、農林水産省	山形県知事

年月日	要望事項	要望先	要望者名
H23.11	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた緊急提言 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実態に即した復興関連制度の確立</li> <li>・被災者の生活再建に向けた支援</li> <li>・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保</li> </ul>	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会
H24.2.10	東日本大震災の復旧工事に伴う緊急対策として行われる設計労務単価の引き上げ等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北6県が同一の公共工事設計労務単価となる単価引上げ</li> </ul>	国土交通省ほか	山形県知事
H24.3.21	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償への対応等に関する緊急要望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原発事故に伴う損害賠償等の確実な実施</li> <li>・風評払拭の確実な実現</li> <li>・東京電力株式会社の損害賠償等への指導</li> </ul>	文部科学省、経済産業省、東京電力	北海道東北地方知事会
H24.4.11	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償への対応等に関する緊急要望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京電力株式会社の風評被害対応に対する指導</li> <li>・「原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」の内容拡充</li> </ul>	文部科学省	山形県知事、JA山形中央会長、旅館ホテル生活衛生同業組合長
H24.6.8	東北地方の復興に向けた再生可能エネルギー導入促進等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの導入目標と卒原発に向けた道筋の明示</li> <li>・大規模事業展開促進のための施策の創設・拡充</li> <li>・導入拡大に向けた施策の創設・拡充</li> </ul>	内閣府、経済産業省ほか	山形県知事
H24.6.23	東日本大震災に伴う広域避難者の支援等に関する要望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難生活の長期化等を踏まえた支援策の充実</li> <li>・東日本大震災に伴う災害救助、原発事故への対応及び復興支援等に取り組む地方自治体への財政支援</li> <li>・原発事故による損害の賠償</li> </ul>	復興大臣	山形県知事、山形市長、米沢市長

年月日	要望事項	要望先	要望者名
H24.8	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実態に即した復興関連制度の確立</li> <li>・被災者の生活再建に向けた支援</li> <li>・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保</li> </ul>	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会
H24.9.14	福島県からの県外避難者支援の充実について <ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路の無料化</li> <li>・避難者支援を行う受入自治体等に対する継続的な財政支援</li> <li>・借上げ住宅の住み替えに係る災害救助法の柔軟な適用</li> </ul>	復興大臣	山形・新潟・福島三県知事会議
H24.11	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実態に即した復興関連制度の確立</li> <li>・被災者の生活再建に向けた支援</li> <li>・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保</li> </ul>	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会
H25.8	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実態に即した復興関連制度の確立</li> <li>・被災者の生活再建に向けた支援</li> <li>・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保</li> </ul>	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会
H25.12.13	東日本大震災への対応等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・被災者支援法による支援施策の充実</li> <li>・心のケア対策等の取組の充実</li> <li>・放射性物質の検査体制強化と安全安心の情報発信</li> </ul>	復興大臣	新潟・福島・山形三県知事会議
H25.12	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実態に即した復興関連制度の確立</li> <li>・被災者の生活再建に向けた支援</li> <li>・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保</li> </ul>	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会

年月日	要望事項	要望先	要望者名
H26.8	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実態に即した復興関連制度の確立</li> <li>・被災者の生活再建に向けた支援</li> <li>・原子力災害の速やかな収束と安全・安心の確保</li> </ul>	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会
H26.9.18	東日本大震災への対応等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援を行う受入自治体等に対する継続的な財政支援</li> <li>・心のケア対策等の取組の充実</li> <li>・放射性物質の検査体制強化と安全安心の情報発信</li> </ul>	復興庁ほか	福島・山形・新潟三県知事会議
H26.11	東日本大震災からの復興、災害に強い国づくりに向けた提言 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実態に即した復興関連制度の確立</li> <li>・被災者の生活再建に向けた支援</li> </ul>	復興庁、内閣府等	北海道東北地方知事会



【経済産業副大臣への「原子力発電所事故に伴う損害賠償への対応等」に関する緊急要望（H24.3.21）】



【文部科学政務官への「原子力発電所事故に伴う損害賠償への対応等」に関する緊急要望（H24.3.21）】



【東京電力社長に対する原子力発電所事故に伴う損害賠償等の確実な実施についての緊急要請（東京電力本社、H24.3.21）】

## (2) 政府の施策等に対する提案活動

知事が会長を務める山形県開発推進協議会による政府への施策提案において、東北全体を俯瞰した復興に向けて、緊急かつ重要な施策を展開していくために必要な施策についての提案活動を行った。

### ① 平成23年7月20日「平成24年度国の施策等に対する提案」

- 第1部 東北全体を俯瞰した復興に向けて ～災害に強い多軸型国土の形成～
  - ア 太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備
    - (ア) 格子状骨格道路ネットワークの形成
    - (イ) 山形空港、庄内空港の地方航空路線の維持・拡大及び機能強化
    - (ウ) 酒田港の物流拠点としての機能強化
    - (エ) 幹線鉄道的高速化と在来線の機能強化
  - イ エネルギーの確保・供給体制の整備
    - (ア) エネルギーの確保と供給体制の早期整備
    - (イ) 地域主導型のエネルギー政策の推進
  - ウ 産業・農林水産業の振興・活性化
    - (ア) リダンダンシー(代替性・補完性)機能と国際競争力を確保できる産業振興施策の推進
    - (イ) 風評被害対策の推進
    - (ウ) 被災県農業者等の受入に対する総合的支援
  - エ 東北全体の復興に繋がる震災復興特区の創設
    - (ア) 新エネルギー導入特区と産業集積促進特区の創設
  - オ 防災機能の強化
    - (ア) 災害等から生命・財産を守る社会資本整備等の推進
    - (イ) 災害予防対策の推進
    - (ウ) 福島第一原子力発電所の原発事故対策の強化
  - カ 震災からの復興等に関する地方自治体への財政支援
    - (ア) 東日本大震災に伴う災害救助、福島第一原子力発電所の原発事故への対応及び復興支援等に関する地方自治体への財政支援



【農林水産大臣への平成24年度国の施策等に対する提案（H23.7.20）】



【国土交通副大臣への平成24年度国の施策等に対する提案（H23.7.20）】

② 平成24年7月17日「平成25年度国の施策等に対する提案」

○ 第1部 東北全体を俯瞰した復興に向けて

ア 再生可能エネルギー等の導入促進

(ア) 再生可能エネルギーの導入目標と卒原発に向けた道筋の明示

(イ) 大規模事業展開促進のための施策の創設・拡充

(ウ) 家庭及び事業所・公共施設における導入拡大に向けた施策の創設・拡充

(エ) エリア供給システム（自立分散型エネルギーマネジメントシステム）の構築に向けた支援施策の創設・拡充

(オ) 産業振興、地域活性化に向けた新たな仕組みの導入

イ 太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備

(ア) 格子状骨格道路ネットワークの形成

(イ) 山形空港、庄内空港の地方航空路線の維持・拡大及び機能強化

(ウ) 酒田港の物流拠点としての機能強化

(エ) 幹線鉄道の高速度と在来線の機能強化

(オ) 均衡のとれた油槽所の配置と機能強化等

ウ 産業・農林水産業の振興・活性化

(ア) リダンダンシー（代替性・補完性）機能と国際競争力を確保できる産業振興施策の推進

(イ) 風評被害対策の推進

エ 原子力災害等への対策と支援の強化

(ア) 原発事故避難者等への支援策の充実

(イ) 東日本大震災に伴う災害救助、原発事故への対応及び復興支援等に関する地方自治体への財政支援

③ 平成25年6月3日「平成26年度国の施策等に対する提案」

○ 第1部 東北全体の復興を見据えた施策の展開

ア 再生可能エネルギー等の導入促進

(ア) 安全で持続可能なエネルギー供給体制の構築

・安全で持続可能なエネルギー供給体制の構築

(イ) 大規模事業展開促進のための施策の創設・拡充

・風力発電促進に向けた送電網整備

・農地における風力発電の導入拡大

(ウ) 家庭及び事業所・公共施設における導入拡大に向けた施策の創設・拡充

・再生可能エネルギー固定価格買取制度の拡充

・再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金の拡充等

・家庭における再生可能エネルギー導入拡大に向けた支援の充実

・地球温暖化対策を目的とした省エネルギー設備等の導入拡大に向けた支援の充実

(エ) エリア供給システム（自立分散型エネルギーマネジメントシステム）の構築に向けた支援施策の創設・拡充

・エリア供給システムの構築に向けた支援施策の創設

(オ) 産業振興、地域活性化に向けた新たな仕組みの導入

・再生可能エネルギー導入拡大を通じた地域の産業振興

・天然ガス（LNG）の利活用促進に向けた環境の整備

・電気料金値上げに係る負担軽減制度の創設

・地球温暖化対策を目的とした地域の主体的な取組みの推進

- イ 太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備
  - (ア) 格子状骨格道路ネットワークの形成
    - ・ 高速道路の整備促進について
    - ・ 地域高規格道路の早期整備
  - (イ) 山形空港、庄内空港の地方航空路線の維持・拡大及び機能強化
    - ・ 地方航空ネットワークの維持・拡大に向けた支援の拡充
    - ・ 羽田空港の地方航空ネットワークの維持・拡大に向けた施策の拡充
  - (ウ) 酒田港の物流拠点としての機能強化
    - ・ 酒田港の物流拠点としての機能強化
  - (エ) 幹線鉄道的高速化と在来線の機能強化
    - ・ 奥羽・羽越新幹線の実現について
    - ・ 在来線鉄道の安全・安定輸送の確保
  - (オ) 均衡のとれた油槽所の配置と機能強化等
    - ・ 災害時における石油製品の供給体制の強化
- ウ 産業・農林水産業の振興・活性化
  - (ア) リダンダンシー(代替性・補完性)機能と国際競争力を確保できる産業振興施策の推進
    - ・ リスク分散と地域の相互補完のための企業立地の促進
  - (イ) 風評被害対策の推進
    - ・ 東北地方への観光誘客対策の一層の充実
- エ 原子力災害等への対策と支援の強化
  - (ア) 原発事故避難者等への支援策の充実
    - ・ 東日本大震災に伴う広域避難者の経済的負担の軽減
    - ・ 東日本大震災避難者に対する就労支援の継続実施
    - ・ 放射性物質に係る環境基準の設定
    - ・ 東日本大震災に伴う広域避難者への住宅支援
    - ・ 「子ども・被災者支援法」による支援の実施
  - (イ) 東日本大震災に伴う災害救助、原発事故への対応及び復興支援等に関する地方自治体への財政支援
    - ・ 東日本大震災に伴う原発事故で生じた地方自治体の損害に対する賠償
    - ・ 東日本大震災に伴う避難者の受入支援に取り組む地方自治体への財政支援
- オ 災害予防対策の推進
  - ・ 学校施設の耐震化の促進(私立学校部分)等



【文部科学政務官への平成26年度国の施策等に対する提案（私立学校における耐震補強及び改築に対する補助率の引き上げ）（H25.6.3）】

④ 平成26年6月12日「平成27年度政府の施策等に対する提案」

○ 第1部 東北全体の復興を見据えた施策の展開

ア 再生可能エネルギー等の導入促進

（ア）安全で持続可能なエネルギー供給体制の構築

- ・安全で持続可能なエネルギー供給体制の構築

（イ）家庭及び事業所・公共施設における導入拡大に向けた施策の創設・拡充

- ・再生可能エネルギー固定価格買取制度の拡充
- ・再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金の拡充等
- ・家庭における再生可能エネルギー等導入拡大に向けた支援の充実
- ・地球温暖化対策を目的とした省エネルギー設備等の導入拡大に向けた支援の充実

（ウ）産業振興、地域活性化に向けた新たな仕組みの導入

- ・再生可能エネルギー熱を活用した融雪設備等への財政支援について
- ・地域における地球温暖化対策を推進するための財政支援の充実

イ 太平洋側と日本海側の相互補完のための公共インフラの整備

（ア）格子状骨格道路ネットワークの形成

- ・高速道路の整備促進について
- ・地域高規格道路等の早期整備

（イ）山形空港、庄内空港の地方航空路線の維持・拡大及び機能強化

- ・地方航空ネットワークの維持・拡大に向けた支援の拡充

（ウ）酒田港の物流拠点としての機能強化

- ・酒田港の物流拠点としての機能強化

（エ）幹線鉄道の高速度化と在来線の機能強化

- ・奥羽・羽越新幹線の実現について
- ・在来線鉄道の安全・安定輸送の確保

ウ 東北の復興の加速化

(ア) 東北の復興の加速化

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催による東北復興への波及について

(イ) 風評被害対策の推進

- ・東北地方への観光誘客対策の一層の充実

エ 原子力災害等への対策と支援の強化

(ア) 原発事故避難者等への支援策の充実

- ・東日本大震災に伴う広域避難者の経済的負担の軽減
- ・東日本大震災に伴う広域避難者への住宅支援
- ・放射性物質に係る環境基準の設定
- ・東日本大震災に伴う避難者への支援策の充実

(イ) 東日本大震災に伴う災害救助、原発事故への対応及び復興支援等に関する地方自治体への財政支援

- ・東日本大震災に伴う原発事故で生じた地方自治体の損害に対する賠償
- ・東日本大震災に伴う避難者の受入支援に取り組む地方自治体への財政支援

## 2. 中小企業に対する支援

### (1) 県内企業の資金繰り等に対する金融支援

「商品・資材調達が困難なため、事業活動が縮小した」、「宿泊キャンセルなどで売上の減少が見込まれる」など、震災の影響を受け経営に支障をきたしている企業が見受けられた。このため、経営安定資金による対応や、震災関係資金の創設による資金繰り対策を実施した。

- ① 経営安定資金（利率1.8%、限度額8千万円、融資枠600億円）による取扱開始（平成23年3月）
  - ・平成22年度：4件、認定金額114百万円（平成23年9月30日で終了）
- ② 東北地方太平洋沖地震災害対応資金（利率1.6%、限度額3千万円、融資枠100億円）の創設（平成23年4月）
  - ・平成23年度：123件、認定金額2,048百万円（平成23年度末で終了）
- ③ 東日本大震災緊急経営支援資金（平成23年度：利率1.8%、限度額5千万円、融資枠100億円、平成24年度：利率1.8%、限度額8千万円、融資枠200億円）の創設（平成23年5月）
  - ・平成23年度：518件、認定金額11,453百万円
  - ・平成24年度：15件、認定金額373百万円（平成24年度末で終了）

### (2) BCP（事業継続計画）の策定への支援

自然災害等の非常事態が発生した場合でも、企業が中核となる事業活動を継続又は早期に復旧できるよう、あらかじめBCP（事業継続計画）を策定しておくことが有効であり、これまで県内企業の策定を支援してきた。東日本大震災により、部品供給網の寸断への対応、燃料供給体制の構築、電力供給制約への対応などの課題が明らかになったことから、BCP策定の重要性が改めて認識された。

BCPの策定は、緊急時への対応のみならず、平常時においても企業の信用力の向上や競争力の強化にもつながることから、普及啓発に取り組んでいる。

また、BCPの策定に当たっては、工業団地内の企業や、県内の企業間の連携が重要であることから、企業間・地域間連携に向けた取組みを支援した。

#### (取組事項)

- ・BCP普及啓発セミナーの開催
- ・BCP普及推進員による企業訪問
- ・BCP策定に係る企業への専門家派遣
- ・企業グループ、事業協同組合等の連携研究会等への支援

## 第5節 県議会の対応

### 1. 地震発生直後の対応

東日本大震災の発生を踏まえ、平成23年3月12日、緊急に議会運営委員会を開催し、議長が被災された方々に対するメッセージを述べるとともに、被害状況の報告を受け、県に対して停電をはじめとする被害への迅速な対応を要請した。また、平成23年2月定例会（平成23年3月16日）において決定された、「東北地方太平洋沖地震被害への緊急対策を求める意見書」を菅直人内閣総理大臣ほか関係大臣に対して提出し、国の万全な対策を要望した。平成23年3月18日には、地震で被災した岩手・宮城・福島の各県議会に対し、山形県議会議員全員から、議長メッセージを添えて見舞金を贈呈した。

#### ○ 3月12日 議長メッセージ

このたびの東北地方太平洋沖地震により、被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。なかでも、私どもと関係の深い東北地方の広い範囲で、建物の倒壊や津波などが発生し、多くの死傷者や被害が出ていることに対し、改めてお見舞いを申し上げます。

県内においては、現在、高速道路の通行規制やJRの運行停止に加え、ほとんどの地域で未だ停電が続いているなど、県民の方々の生活に大きな影響が出ております。

これらの関係機関には、対応にご尽力いただいているところではありますが、一刻も早い復旧を願うものであります。

県におきましては、住民の安全・安心の確保に向け、県民に最も近い市町村と十分連携のうえ、迅速できめ細かな対応をお願いいたします。

県議会としても、執行部と一緒に、このたびの地震への対応に全力を挙げてまいりたいと考えております。

### 2. 特別委員会の設置

東日本大震災による未曾有の被害及び副次的影響に対応するため、本県における県土防災及び県民生活の安定の確保並びに県内経済の正常化をはじめとする諸施策を推進し、併せて新しい東北地方・山形県のあり方を提言することを目的として、平成23年5月24日、議長、副議長を除く全議員で構成する東日本大震災対策特別委員会（委員長：今井榮喜、副委員長：木村忠三）を設置し、約10か月にわたり調査審議を行った。また、提言に向けた協議や調整を行うため、委員13名で構成する小委員会（小委員長：野川政文、副小委員長：楳津博士）も併せて設置した。

平成23年7月8日には、東日本大震災を踏まえた「新しい東北地方・山形県のあり方についての提言」を取りまとめたほか、8月から12月までは「放射性物質の影響による食の安全対策に関すること」及び「県産農畜産物の風評被害対策に関すること」、平成24年1月以降は、「東日本大震災に伴う避難者支援に関すること」について小委員会を通じた詳細な調査審議を実施した。

#### (1) 東日本大震災対策特別委員会による調査審議項目

- ① 東日本大震災を教訓とした県土防災対策に関すること
- ② 被災地復興支援に関すること
- ③ 東日本大震災により停滞する経済活動の正常化に向けた対策に関すること
- ④ 放射性物質の飛散による人体等への影響対策に関すること
- ⑤ その他東日本大震災による被害及び影響への対策に関すること

(2) 東日本大震災対策特別委員会開催経過

開催日等	委員会等	協議事項等
H23.5.24	第1回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長の互選</li> <li>・小委員会設置</li> <li>・小委員会の委員及び正副委員長選任</li> <li>・委員会運営の協議</li> </ul>
H23.5.30	第1回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小委員会の審査日程</li> <li>・各常任委員長報告</li> <li>・質疑テーマ及び質疑日程</li> <li>・外部からの意見聴取</li> <li>・現地調査</li> </ul>
	放射性物質の飛散による影響等に関する研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形大学理学部物理学科 教授 岩田 高広 氏</li> <li>「放射性物質の飛散による影響等について」</li> </ul>
H23.6.13～14	現地調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮城県気仙沼市内</li> <li>・関東自動車工業(株)岩手工場</li> <li>・宮城県仙台土木事務所</li> <li>・宮城県名取市内</li> </ul>
H23.6.14	南相馬市長と小委員会委員との意見交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桜井 勝延 南相馬市長</li> </ul>
H23.6.15	県内市町村長と小委員会委員との意見交換会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市川 昭男 山形市長</li> <li>・榎本 政規 鶴岡市長</li> <li>・遠藤 直幸 山辺町長</li> <li>・原田 俊二 川西町長</li> </ul>
	第2回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部の意見聴取</li> <li>・質疑</li> </ul>
H23.6.16	第3回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部の意見聴取</li> <li>・質疑</li> </ul>
H23.6.24	本県で想定される大規模地震に関する研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山形大学理学部地球環境学科 教授 長谷見 晶子 氏</li> <li>「本県で想定される大規模地震について」</li> </ul>
H23.6.24	第4回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言内容協議</li> </ul>
H23.7.4	第2回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小委員会報告</li> <li>・質疑</li> </ul>

開催日等	委員会等	協議事項等
H23.7.5	第3回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提言内容に関する委員間の討議等</li> <li>・提言内容決定</li> </ul>
H23.7.8	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新しい東北地方・山形県のあり方についての提言」を報告</li> </ul>
H23.8.22	第4回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「東日本大震災を踏まえた新しい東北地方の構築を求める意見書」の要請活動報告</li> <li>・委員会開催テーマの決定</li> <li>・執行部の意見聴取</li> <li>・質疑</li> </ul>
H23.8.22	第5回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部の意見聴取</li> <li>・質疑</li> </ul>
H23.12.14	第6回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部の意見聴取</li> <li>・質疑</li> <li>・小委員長報告内容の協議</li> </ul>
H23.12.19	第5回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小委員会調査審議概要報告</li> <li>・今後の質疑日程の協議</li> </ul>
H24.3.5	第7回小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・執行部の意見聴取</li> <li>・質疑</li> <li>・今後の進め方の協議</li> </ul>
H24.3.12	第6回本委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小委員長報告</li> <li>・本委員会の今後のあり方の協議</li> </ul>

注) 本委員会 = 「東日本大震災対策特別委員会」  
小委員会 = 「東日本大震災対策特別委員会小委員会」



【東日本大震災対策特別委員会現地調査 (H23.6.13~6.14)】

### 3. 「新しい東北地方・山形県のあり方についての提言」の概要（平成23年7月8日）

#### 《基本的事項》（姿勢・主要施策等）

- ・ 県民の生命・安全が最優先の危機管理型社会を形成すること
- ・ 市町村との連携により隙間のない防災対策を講じること
- ・ 要望・要求を先取りし、スピード感のある被災地（者）復興支援を行うこと
- ・ 「命の道」となった基幹道路網の早期完成、高規格化等を進めること
- ・ 東北地方の東西を相互補完する産業の分散配置を推進すること
- ・ 東北地方への首都機能の分散配置に主体的に取り組むこと
- ・ 復興財源の使途を明確にすること
- ・ 東北地方が一体となって復興に取り組むことができる制度設計と財源手当てを行うこと

#### ○ 復興・復旧等に向けて取り組む必要のある主要事項

##### 《交通基盤の整備》

- ・ 道 路…東北地方を縦断する高速道路の早期整備と、東西を結ぶ「横軸道路」の整備推進
- ・ 港 湾…産業再配置後に一層重要となる酒田港の重点的機能強化
- ・ 空 港…採算性のみにとられない、地方空港の機能強化
- ・ 鉄 道…鉄道施設の脆弱性を改善するための維持・補修の充実
- ・ バス等…都市部等における、公共交通への輸送手段の転換を促進

##### 《産業・経済の正常化・活性化》

- ・ 日本海側への産業誘導を促す優遇策等による、産業再配置の計画的な推進
- ・ 優位性、特性等を活用した、山形県ならではの産業集積や新雇用創出の促進
- ・ 供給連鎖の改善に寄与する、山形県への自動車産業の集積の促進
- ・ 被災農林漁業者の活動再開に対する総合的支援
- ・ 避難者の居住・就労についてのきめ細かい支援
- ・ 山形県の主導による、東北地方が一体となった観光PR活動の展開と、域内観光需要の創造
- ・ 十分な放射性物質に関する検査を前提とした、山形県の「安全宣言」の早期発出

##### 《安全・安心の再構築》

- ・ 想定震度や規模の見直しを含む、「減災」の視点を取り入れた防災対策の総点検の実施
- ・ 日本海側の津波発生時に備え、沿岸市町村とともに早急に具体策を講じる
- ・ 災害時の情報提供、災害時要援護者の援護等について、効果的対策を講じる
- ・ 避難所の全施設耐震化を優先的に推進
- ・ 公共施設の非常用電源施設等の維持整備に対する十分な予算措置を講じる
- ・ 非常時における実効性のある燃料確保対策を講じる
- ・ 放射線の測定体制の強化、適時適切な情報発信、放射性物質に関する知識の普及啓発等
- ・ 市町村・NPO等との災害支援情報の共有化等による協働の推進

##### 《再生可能エネルギー日本一の山形県づくり～山形県の将来を見据えて～》

県内に存する多様な再生可能エネルギーの芽を活かし、原発の休止等により不足する電力を新しいエネルギーで補っていくとのメッセージを今、山形県から発信する。

- ・ 再生可能エネルギー等の活用主体的に取り組み、他県に先駆けて再生可能エネルギーへの転換を推進
- ・ 産業構造や生活スタイルを見直し、その定着に向けた具体的な道筋を明らかにする
- ・ 環境関連企業の山形県への誘致や技術開発を促進
- ・ まちづくりや交通政策などの面で、省電力・クリーンエネルギーの社会システムづくりを加速
- ・ 国は、東北地方における地域主導型エネルギー政策を強力に推進

#### 4. 国等への要望活動

##### ○ 東日本大震災及び原子力発電所事故に関する要望活動

平成23年6月2日、北海道・東北六県議会議長が合同で、民主党陳情要請対応本部の松浦副本部長をはじめとして、国土交通省、首相官邸、農林水産省、自由民主党本部を訪問し大震災及び原子力発電所事故対策に関する要望活動を実施した。

##### ○ 「東日本大震災を踏まえた新しい東北地方の構築を求める意見書」の提出

平成23年7月13日、東日本大震災対策特別委員会の今井榮喜委員長、木村忠三副委員長、野川政文同小委員長が、平野東日本大震災復興対策担当大臣、国土交通省道路局長を訪問し、平成23年6月定例会（平成23年7月8日）において決定された「東日本大震災対策を踏まえた新しい東北地方の構築を求める意見書」を提出した。

平野東日本大震災復興担当大臣には、「東北全体を俯瞰した交通基盤の整備や産業の分散配置など東北地方の均衡ある発展の必要性」を直接訴えた。

##### ○ 「放射性物質汚染稲わら問題」に関する緊急要望書を提出

平成23年8月1日、農林水産常任委員会の森谷仙一郎委員長、広谷五郎左エ門委員が田名部農林水産省政務官、同省生産局長、県選出の国会議員、民主党を訪問し、農家経営の維持存続に関することや全頭検査に係る体制整備及び財政措置に関することなどを盛り込んだ「放射性物質汚染稲わら問題」に関する緊急要望書を提出した。

##### ○ 東日本大震災及び原子力発電所事故に関する要望活動

平成23年9月21日、北海道・東北六県議会議長会として、平成23年8月24日に本県で開催した議長会議において決定した東日本大震災及び原子力発電所事故対策に関する要望事項について、関係機関に対して要望活動を行った。

同議長会の会長である本県の平弘造議長は、各議長等とともに、藤村官房長官をはじめとして、平野東日本大震災復興対策担当大臣、民主党 城島幹事長代理、自由民主党 谷垣総裁を訪問し、要望活動を行った。

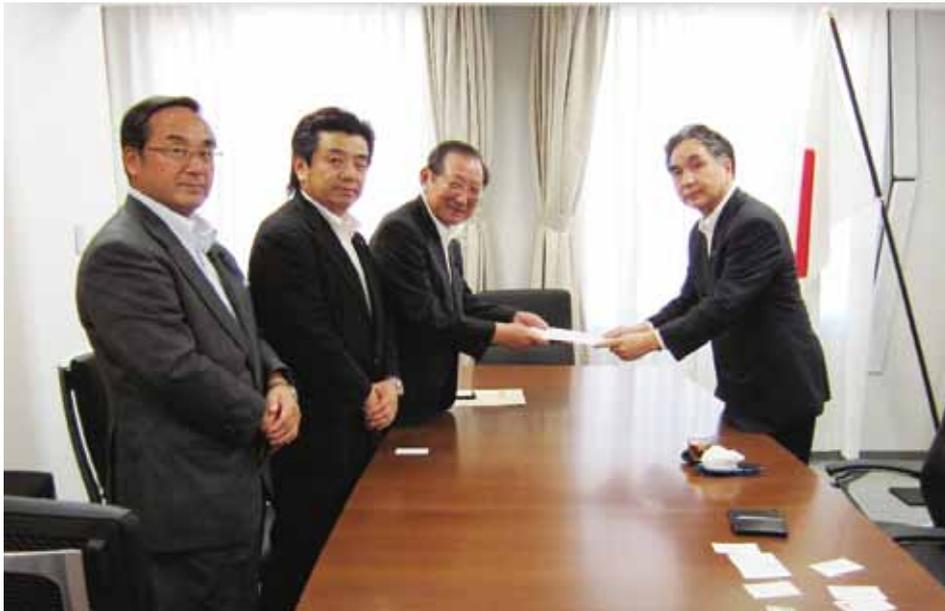
##### ○ 除染対象地の試算報道に係る環境省への申入れ

平成23年10月6日、山形県議会議会棟において厚生労働環境、農林水産、商工観光の各常任委員会の代表が環境省に対して「環境省が発表した放射線物質の除染対象地の試算に関し、山形県も対象地に含まれたことは、風評被害などが懸念されることから、報道発表を行う際は対象地で生活する人々の心情を配慮し、国民に疑念を与える報道につながらないよう十分注意していただきたい」旨の申入れを行った。

環境省の大気生活環境室長からは、「今後このようなことがないよう、十分気をつけていきたい」旨の回答を得るとともに、「山形県には年間1ミリシーベルト以上の除染対象地域はないと考えている」旨の見解が示された。



【国への要望活動（H23.6.2）】



【平野復興担当大臣への意見書提出（H23.7.13）】